

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部署)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
公企15	定員管理・給与の適正化	15-1	定員適正化計画の策定	職員数削減の数値目標を掲げた定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図ります。(数値目標:5年間10%削減)						17年度策定済。18年度も目標値以上を達成。不均衡は正は本日市長説明。その後組合と調整に入る本年度から5年間で調整を図る。	定員適正化計画の年度目標を超える削減を図っている。			人件費の縮減と職員定数の適正化が図られるとともに、計画的な組織の合理化、職員の適正配置に取り組みます。	
公企15	定員管理・給与の適正化	15-2	職員給与の不均衡是正	合併による職員給与の不均衡を是正し、適正な給与体系を確立します。						現在、是正案について三役と協議中。	実施済だが経過措置で4年間必要である。			公平で適正な給与体系の確立が図られるとともに、職員の一体感の醸成させる。	
公企15	定員管理・給与の適正化	15-3	給与水準の適正化	国の公務員制度改革の動向を踏まえ、能力・職責・勤務成績を反映し、地域の実態に沿った給与水準の適正化に努めます。						人事院勧告を尊重し、給与の適正化に努める。	国、他の動向を勘案して、現在、調整中である。			公平で適正な給与体系の確立が図られるとともに、職員の一体感の醸成させる。	
公企15	定員管理・給与の適正化	15-5	管理職手当の見直し	管理職手当については、職制、職責に基づいた支給範囲、支給率の適正化を図ります。						部長制導入時に見直しを実施済(部長13%、副部長が10%、本庁課長級・支所長8%、支所課長級5%)	実施済(人事院勧告に基づき、H19.4.1から定額制を導入)			人件費の縮減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。	
公企15	定員管理・給与の適正化	15-6	特殊勤務手当等諸手当の見直し	特殊勤務手当、退職手当など諸手当全般について、社会情勢や国の公務員制度改革の動向を踏まえ、そのあり方を検討して見直します。						昨年度推進委員会に提示した答申に基づき早出、遅出の廃止について調整中。今年度中処理するよう取り組む。	組合と協議中。5手当について、今年度中に方向性を示す予定である。			人件費の縮減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。	
公企15	定員管理・給与の適正化	15-7	専門・技術職員の確保と配置	多様な市民ニーズに対応するため、医師をはじめとして、専門・技術職員を計画的に確保するとともに、定期的な異動にとらわれず、在任期間の延長や期限を設けた人員の配置を進めます。						環境専門職と土木専門職を本年度採用。研修の取り組みを行う。今後も計画的に採用していく。数値目標の設定に当たり、適正な配置数を検証することが必要。	今年度は採用無し。内部で育成して行く。在任期間の延長は考えていない。			専門性を持った職員の確保と適正な配置を図ることにより、高度な事業経営への対応が可能となる。	
30	適材適所の職員配置	30-1	ジョブローテーションの確立	偏った業務経験を解消し、あらゆる分野に精通した人材の育成や個々の能力開発を行うため、ジョブローテーション(10)の確立を図ります。						19年度の人事異動より実施。	希望調査や人事考課制度を活用し適切な運用を図る。			様々な業務経験を有する人材が育成され、適材適所の人員配置が可能となる。	
30	適材適所の職員配置	30-2	計画的な臨時職員の採用と配置	業務補助体制を高めるため、年度毎に臨時職員の採用計画を策定し、公募制度により計画的で効率的な採用と適正な配置に努めます。						臨時は適正値にするよう進めている。保育所、学校給食では臨時が進んでいるが、施設の統廃合が必要。	年間計画は策定済。一般事務職の臨時は新年度から原則廃止。職員不採用などにより保育所、学校給食では臨時が増えようが、施設の統廃合が必要である。			業務への補助体制が確立し、効率的な行政運営が図られる。	
33	職員定数の適正化	33-1	定員適正化計画の策定	職員数削減の数値目標を掲げた定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図ります。(数値目標:5年間180人・10.56%削減)						H18年4月1日 1,645人	H19年4月1日 1,590人	1,705人 (H17.4.1)	1,525人 (H22.4.1)	人件費の縮減と職員定数の適正化が図られるとともに、計画的な組織の合理化、職員の適正配置に取り組みます。	
33	職員定数の適正化	33-2	早期勤奨退職制度の活用	現行の勤奨退職制度を見直し、勤奨退職対象年齢を引き下げ、特例処置と期間設定を設けて早期勤奨退職制度を実施します。						17、18年度実施、今後の必要性について検討が必要。	H19、H20年度実施(新制度・特例)。来年度見直し予定である。			人件費の縮減と職員定数の適正化が図られるとともに、計画的な組織の合理化、職員の適正配置に取り組みます。	
33	職員定数の適正化	33-3	任期付採用制度の活用	専門的な知識経験を必要とする職種あるいは一定期間内に業務が終了又は業務量の増加が見込める場合において、任期付採用制度の活用を検討します。						未検討。	未検討。			雇用の機会を増大させるとともに、行政運営の効率化が図られる。	総務部 総務課
34	給与の適正化	34-1	職員給与の不均衡是正	合併による職員給与の不均衡を是正し、適正な給与体系を確立します。						現在、是正案について三役と協議中。	実施済だが経過措置で4年間必要である。			公平で適正な給与体系の確立が図られるとともに、職員の一体感の醸成させる。	
34	給与の適正化	34-2	給与体系の一元化	同一職種で異なる給料表の適用があるものを是正して、給与体系の一元化を図ります。また、福祉職給料表の導入を検討します。						福祉職給料表は導入せず、現在、介護員の給料表を行政職給料表で統一することで本年度調整中。	介護員給料表を行政職給料表にH19.1.1に統一済である。			公平で適正な給与体系の確立が図られるとともに、職員の一体感の醸成させる。	
34	給与の適正化	34-3	給与水準の適正化	国の公務員制度改革の動向を踏まえ、能力・職責・勤務成績を反映し、地域の実態に沿った給与水準の適正化に努めます。						人事院勧告を尊重し、給与の適正化に努める。	国、他の動向を勘案して、現在、調整中である。			公平で適正な給与体系の確立が図られるとともに、職員の一体感の醸成させる。	
35	諸手当の見直し	35-1	時間外勤務手当の削減	時間外手当については、公務能率の保持や職員の健康管理のため、ノー残業デーの実施、事前命令の徹底、予算枠の上限設定等を行い、対前年度比5%の削減に努めます。						17年度の時間外勤務手当は1億6千万であったが、18年度当初予算どおりであれば5%の削減は可能。今後、手当900万円/月以内を維持できれば目標値の達成は困難。より目標値を明確化するよう給与係で目標グラフ化し、決算ベースで資料を作成する。	部でオーバーした場合は、部内で調整。一般会計決算(時間外)H18は136,790千円、H17は160,812千円で 24,022千円、対前年度比15%の減となっている。	対前年度比5%削減	対前年度比5%削減	人件費の縮減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。	
35	諸手当の見直し	35-2	管理職手当の見直し	管理職手当については、職制、職責に基づいた支給範囲、支給率の適正化を図ります。						部長制導入時に見直しを実施済(部長13%、副部長が10%、本庁課長級・支所長8%、支所課長級5%)	実施済(人事院勧告に基づき、H19.4.1から定額制を導入)			人件費の縮減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。	
35	諸手当の見直し	35-3	特殊勤務手当等諸手当の見直し	特殊勤務手当、退職手当など諸手当全般について、社会情勢や国の公務員制度改革の動向を踏まえ、そのあり方を検討して必要に応じて見直します。						国で規定されている手当を除く支給項目について、見直しを検討中。	組合と協議中。5手当について、今年度中に方向性を示す予定である。			人件費の縮減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。	
36	福利厚生事業の取り組み	36-1	職員互助組織の設立	職員相互の親睦を図り、文化、体育の向上に資する事業を行うため、職員互助組織を設立します。						補助金の関係もあり、継続して検討していく。職員からの要望性も弱く、今年度の設立は見込めない。	設立しない。補助金等も出さない。			職場環境の改善や適正な福利厚生事業を推進することにより、職員の勤労意欲が喚起され、公務能率の向上が図られる。	
36	福利厚生事業の取り組み	36-2	メンタルヘルスの取り組み	職員の健康管理、特にメンタルヘルスについて、定期的に研修等を行い、自己管理を含めた職場における取り組みを行います。						17年度に1回開催済。18年度も10月に開催予定。	研修会を10月に2回(1日)実施済。約100人が受講。話を聞くこと(相談)により解消される場合も多い。			職場環境の改善や適正な福利厚生事業を推進することにより、職員の勤労意欲が喚起され、公務能率の向上が図られる。	
36	福利厚生事業の取り組み	36-3	衛生委員会の活用	労働災害を防止し、職場の環境を改善し、職場における職員の安全と健康を確保するために、衛生委員会を有効に活用します。						毎月実施が好ましいが、年1回は最低実施するよう調整。各支所単位で行うよう組合要望もある。	9月に1回実施済。年2回は実施したい。(昨年度も2回)			職場環境の改善や適正な福利厚生事業を推進することにより、職員の勤労意欲が喚起され、公務能率の向上が図られる。	

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考(担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
37	人材育成の推進	37-1	人材育成基本方針の策定	地方分権の推進に伴い、職員に必要とされる各種事務能力の向上を図るとともに、時代のニーズに対応した能力開発を効果的に行うために、人材育成の基本方針を策定し、総合的な人材育成に努めます。						17年3月策定済。民間企業への長期研修を現在検討中。	国土交通省へ1人予定している。新潟県へ2人、島内3人(県等の出先機関)や長岡への災害派遣1人。民間企業交流は検討中。			職員の能力開発と資質の向上が図られる。	
37	人材育成の推進	37-2	人材育成実施計画の適正な運用	人材育成基本方針に基づく人材育成実施計画を策定し、職員の自己啓発を効果的に行い、幅広い行政能力や高度な専門知識などを目的とした職場研修やより実践的な研修制度の充実強化を図ります。						17年3月に策定済。	計画についてはH17年3月に策定済。先進地等視察研修、職員提案制度、人事考課制度、自己啓発制度(検討中)等の運用により強化を図る。			職員の能力開発と資質の向上が図られる。	
37	人材育成の推進	37-3	政策形成能力の養成	政策形成能力やコーディネート能力に優れた職員を養成するために、研修プログラムを策定して効果的な運用を図ります。						人事係において計画的な研修を実施。	総合事務組合の階層別研修(一部研修等)や専門研修(政策形成研修等)に参加。			職員の能力開発と資質の向上が図られる。	
38	職員の意識改革と職場の活性化	38-1	市民指向型意識の醸成	職員一人ひとりが、市民が主役であるという意識(市民指向型意識)を持つよう、あらゆる機会を通して職員意識の向上を図ります。						総務部として、5月21日に行政改革シンポジウムを開催し啓蒙を図る。	10月5日に行政改革課で組織風土改善に向けた研修を実施済。			職員の意識改革を図る。	
38	職員の意識改革と職場の活性化	38-2	職員提案制度の確立	職員の改善意欲や資質向上を喚起するために、身近な業務改善から政策形成までの提案を募り、提案機会を提供する職員提案制度を確立し、適正な運用を図ります。						18年度に規則を制定(8月1日施行)。	今年度は、行政改革に関するテーマで募集予定。昨年度は2件採用。			職員の改善意欲や自己研鑽意欲が喚起されるとともに、行政サービスの向上と行政運営の効率化が図られる。	
39	管理職の意識向上と積極的な人材登用	39-1	管理職のマネジメント能力向上	管理職のマネジメント能力向上のため、意識改革を図るとともに、試験制度や候補制度、希望降格制度等を検討し、必要に応じて実施します。						希望降格制度の原案を作成済。運用に向け調整中。	希望降格制度については運用に向け検討中である。昇級試験制度を検討中である。			管理職の意識改革と管理能力の向上が図られる。	
39	管理職の意識向上と積極的な人材登用	39-2	積極的な人材登用	人事管理については、結果の平等ではなく機会の平等を重視し、意欲と能力を有する職員が早い段階で大きな職責を有する立場にチャレンジできるルートの確立を図ります。						異動の希望申告を18年度4月異動において実施し、機会の平等化を図った。申告に対し約50%は希望通りの異動。	異動希望は今年度も実施する。昇級試験制度を検討中である。			職員の能力開発と資質の向上が図られるとともに、勤労意欲の向上に結びつく。	
39	管理職の意識向上と積極的な人材登用	39-3	キャリアアップシステムの構築	一定の年齢に達するまでは多様な業務経験を積ませることや、職員の適性・能力を見極めて、スペシャリストを育成するキャリアアップシステムを構築することを検討します。						検討中。	人事異動で考慮している。システムづくりについては、今後の動向を見極め検討して行く。			専門性を持った職員が養成され、高度な行政課題への対応が可能となる。	
39	管理職の意識向上と積極的な人材登用	39-4	女性職員の積極的な登用	女性職員個々の能力や成果を適正に評価し、資質に応じた幅広い分野への配置や管理職等に積極的な登用を図ります。						現在は会計課長1人、今後の積極的に調整を図る。	会計課長、北教育事務所、看護部長(両津病院)の3人、積極的に今後も登用して行く。			女性職員の意欲、適正を活かすことにより、職場の活性化と公務効率の向上が図られる。	
40	人事考課システムの創出	40-1	目標管理制度の導入	組織目標及び職務目標を明確にし、職員が共通の認識を持って問題解決にあたる目標管理制度の導入を図ります。										組織目標及び職務目標を明確にすることで、職員の意識改革と職場の活性化が図られる。	総務部 総務課
40	人事考課システムの創出	40-2	人事考課システムの導入	目標管理制度を活用して、職員の能力や成果を公正に評価する基準を定めるとともに、これに基づく人事考課システムを導入します。						人事考課システムの導入に向け、コンサルタントと契約し制度研究及び研修を実施。	試行実施中。			職員の能力や適正、実績に応じた公平で客観的な考課を行うことで、適材適所の人事配置や人材の有効活用を図るとともに、組織の活性化と勤労意欲の向上につながる。	
40	人事考課システムの創出	40-3	人事考課制度の適切な運用	公正な人事考課制度の定着を図り、人事や給与に考課結果を反映させて、効果的で適切な運用に努めます。										職員の能力や適正、実績に応じた公平で客観的な考課を行うことで、適材適所の人事配置や人材の有効活用を図るとともに、組織の活性化と勤労意欲の向上につながる。	
40	人事考課システムの創出	40-4	自己申告制度の導入	職員の能力や職務遂行状況を自己評価するシステムを構築するとともに、配置換えの希望や職務遂行上の問題点等を申告する制度を構築し、効果的な人事管理を図ります。						17年度より実施中。18年度は数値公表も検討。	H17年度より実施中。申告数については公表できるが、今後の検討課題。			職員の職務への動機づけや意識改革が高まり、効果的な人事管理が図られる。	
41	専門職員の配置と多様な人材の確保	41-1	専門・技術職員の計画的な確保	新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応するため、専門・技術職員を計画的に確保します。						土木と環境の専門職を19年度に採用(本年度採用募集・試験実施)。	今年度は採用無し。適切な人員数になるまで制限する。			専門性を持った職員の確保と適正な配置を図ることにより、高度な行政課題への対応が可能となる。	
41	専門職員の配置と多様な人材の確保	41-2	専門・技術職員の適正な配置	専門・技術職員については、定期的な異動にとらわれず、在任期間の延長や期限を設けた人員の配置を検討します。						土木と環境の専門職を19年度に採用(本年度採用募集・試験実施)。	今年度は採用無し。内部で育成して行く。在任期間の延長は考えていない。			専門性を持った職員の確保と適正な配置を図ることにより、高度な行政課題への対応が可能となる。	
41	専門職員の配置と多様な人材の確保	41-3	多様な人材の確保	職員の年齢構成の平準化や専門的な知識経験を有する職員を確保するため、採用方法や雇用形態の多様化を検討します。						人事異動において配慮済。	人事異動において配慮済である。			業務の特性に応じて、多様な雇用形態を柔軟に活用することが可能となる。	
42	効率的な勤務体系の構築	42-1	効率的な勤務体系の構築	組織・機構の形態、業務の内容等を踏まえて、市民サービスに支障を生じさせない柔軟な勤務体系と雇用形態のシステムを構築します。						必要に応じて対応を検討。	17条雇用を実施した。必要な人材は確保しておく。(H19.10より)			市民サービスの向上と人件費の削減が図られる。	
42	効率的な勤務体系の構築	42-2	変則勤務制(時差出勤)の活用	恒常的に夜間業務の多い部署や、住民サービスのために定期的に夜間業務を行う部署については、時差出勤を活用して業務の効率化を図ります。						週40時間を越えない範囲で課長権限において対応。今回の支所長会議と連絡調整会議で徹底する。	特例を定める規定により、H19.9から実施である。			多様な勤務形態を採用することで、人件費の削減を図るとともに、職員の健康に配慮したより柔軟な勤務体系が構築される。	
42	効率的な勤務体系の構築	42-3	フレックスタイム制の適用	情報関連業務等の特定の業務について、フレックスタイム制の適用の可能性を検証します。						公務員はフレックスタイムは適用除外項目であるので項目の見直しが必要。42-2(時差出勤)と統合を検討。	可能な職種等を見極めて検討して行く。(一般事務職は適用外)			多様な勤務形態を採用することで、人件費の削減を図るとともに、職員の健康に配慮したより柔軟な勤務体系が構築される。	
42	効率的な勤務体系の構築	42-4	ワークシェアリングの導入	雇用の維持・創出を図り、労働時間の短縮と効率的な配分を行うため、ワークシェアリング(12)の導入を進めます。						検討中。	検討中。			人件費の削減と雇用の維持が図られ、新たな雇用の創出が可能となる。	



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
43	情報基盤の整備	43-3	文書管理システムの構築	情報公開及び個人情報保護に的確に対応するため、文書管理システムの導入・整備を行い、システムを利用した決裁の電子化を検討して、事務処理の効率化を図ります。						システムは導入済。電子決済は今後も検討。	H18年度から全庁的に本格運用。H18年度50,500件程度の文書登録があった。調査を実施したが各課において運用の考え方にバラツキがある。電子決済は未検討。システムの効率的な運用を実施して行く。			事務処理の効率化が図られる。	総務部 総務課
45	窓口対応の向上	45-1	接遇の改善	接遇マニュアルの作成、接遇研修を実施して、職員意識や応接能力を向上させ、市民への対応の改善を図ります。						18年度にマニュアルを策定済(紙ベースのため、今後、データを庁内ネットワークの共有書庫に添付)。接遇研修は17年度に引き続き、18年度も実施。	今年度も11月に窓口研修を4日間100人を予定している。			市民に対する対応の改善が図られ、市民からの信頼を得ることができる。	
46	窓口業務の改善	46-7	地域間格差の解消	支所・出張所の統廃合に伴い、遠隔地における行政サービスを補完するため、郵便局等の連携を検討します。						本年度から吉井地区で実施。他地区については可能性を調査中。	水津、月布施の2箇所で実施。			市民サービスの維持向上が図られる。	
48	情報の提供と共有	48-3	会議等の情報公開の推進	各種審議会等の会議の概要、行政評価の結果など行政が持つ情報は原則公開とし、市政における透明性・公平性を確保します。						担当部局について秘書課と調整が必要。現在のスタッフ数で全庁の情報をまとめ公表することは出来ない(情報公開の一括対応は作業的には可能)。	情報公開を積極的に推進するよう相談、指導して行く。公開については各課で実施。			市政への透明性・公平性が向上し、市民参画の推進が図られる。	
50	市民との協働体制の確立	50-3	職員の意識啓発	市民や市民団体、NPO等との協働に対する職員の意識啓発に努めるとともに、協働を実践するための勤務体制の整備などを進めます。						他項目と重複しているので調整が必要。	関係機関と調整しながら実施している。			市民との協働による行政運営が推進される。	

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
20	トップマネジメントの強化	20-1	サポート機能の強化	トップマネジメントをサポートするための組織・機能を強化して、情報収集・情報分析・政策策定部門の強化を図ります。						室から課になったことで強化済。	広報広聴と一体になったことにより、ミニ対話集会、市長へのたより、一日市長室の実施で、市民の声を政策決定に活用可能となった。			トップマネジメントをサポートする仕組みを整備することにより、政策決定機能の強化が図られ、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応が可能となる。	総務部 秘書課
20	トップマネジメントの強化	20-3	庁議の効果的な運営	部局間調整の簡略化、意思決定の迅速化、市長の総合的判断のサポート、重要政策の情報・方針共有の観点から、庁議の効果的な運営を図ります。						18年度から庁議の出席は部長に限定し、議題も政策課題に限定。連絡事項については、副部長以下で組織する連絡調整会議により対応。	毎月1回、連絡調整会議後に開催している。(これまでは庁議後に連絡調整会議であった)			トップマネジメントをサポートする仕組みを整備することにより、政策決定機能の強化が図られ、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応が可能となる。	
20	トップマネジメントの強化	20-5	パブリックコメント手続制度の活用	パブリックコメント手続制度を活用して、重要施策について市民の意見を反映させることにより、広聴機能の充実を図ります。						議会、市民との関与度合いの調整が難しく実施が困難である。49-3と統合が必要。	要綱準備中である。7月庁議にかけ、今後H20年度4月実施に向けて進めている。			トップマネジメントをサポートする仕組みを整備することにより、政策決定機能の強化が図られ、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応が可能となる。	
48	情報の提供と共有	48-1	ホームページの充実	市民の市政運営への関心を高め、市民参画を推進するために、ホームページの充実を図り、市政に関する情報を積極的に提供します。						積極的な情報発信ができるよう、全庁で情報を発信するシステムが必要。情報の出し入れの窓口を一元化する。	昨年は暮らしのガイドをリニューアルした。また、検討委員会を実施し、トップページの見直しを計画している。その他についても随時見直しを実施している。			行政情報を積極的に市民に提供することにより、市民参画の推進が図られる。	
48	情報の提供と共有	48-2	広報・広聴機能の充実	市政に対する市民の意見を幅広く聞き、市政に反映させるため、広報・広聴機能の充実を図ります。						常時、充実を図るために見直しを実施。今後は、お知らせ版から訴える広報づくりに転換。	ミニ対話集会、市長へのたより、一日市長室の実施により市民の声を反映させる。イベント的なものが多いが開始前の掲載は多くなってきている。連絡調整会議等を活用して、他の部署(たより関係)と連携、調整しながら周知、指導を行っていく。			市民の意見やニーズを的確に把握し、市政に反映させることができる。	
49	市民参画の推進	49-2	市政モニター制度の導入	市民の意見を行政運営やまちづくりに反映するために、市政モニター制度の導入を検討します。						各課が施策に対する委員会等を既に設置しており、改めて総合的な市制モニターが必要か再検討が必要。	市民の意見に対する情報収集の手段が多くなっているため、市政モニター制度の必要性を引き続き検討して行く。			市民の意見やニーズを的確に把握し、市政に反映させることができる。	
49	市民参画の推進	49-3	パブリックコメント手続制度の導入	政策決定やまちづくりの計画策定において、広く一般の意見や情報を求め、反映して決定するパブリックコメント手続制度の導入に取り組みます。						議会、市民との関与度合いの調整が難しく実施が困難である。49-3と統合が必要。	要綱準備中である。7月庁議にかけ、今後H20年度4月実施に向けて進めている。			市民の意見やニーズを的確に把握し、市政に反映させることができる。	

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考(担当部局)	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度			
8	公有財産管理運営の見直し	8-1	指定管理者制度の活用	指定管理者制度を導入し、公共施設の効率的な管理運営及び住民サービスの向上と経費の節減を図ります。						18年度から54施設が指定管理に移行済。18年度中に施設の総見直しを行い、新たに指定管理に移行する施設を選定。また、講師を招き指定管理者情報交換会を7月18日に開催。サービス向上の意識徹底を図る。	55施設が指定管理に移行済である。更新時に併せて施設の在り方を検討する。			公共施設の管理運営を見直し、指定管理者制度等を活用することにより、運営コストの削減が可能となる。また、民間活力の活用により、サービス提供水準の向上や地域経済の活性化が期待できる。	総務部 防災管財課	
8	公有財産管理運営の見直し	8-2	直営施設管理運営の適正化	施設の管理運営方法を見直すとともに、管理経費の節減を行います。また、譲渡、廃止等を視野に入れた施設のあり方について根本的な見直しを行います。						18年度から事務改善委員会及び庁舎周辺建設検討プロジェクトにおいて調整中。	H18年6月に策定した見直し指針及びH19年7月に通知した見直し通知により、公共施設の根本的な見直しを実施している。			公共施設の管理運営を見直し、指定管理者制度等を活用することにより、運営コストの削減が可能となる。また、民間活力の活用により、サービス提供水準の向上や地域経済の活性化が期待できる。		
8	公有財産管理運営の見直し	8-3	公有財産の有効活用	市有地、各種施設の利用実態を把握し、未利用市有地の処分、遊休施設の利用目的の転換や処分等の検討を進めます。						基本となる財産の把握を、8月中旬に各支所を巡回し、佐渡市の考え方を統一したなかで整理する。	【建設課】耐用年数を考慮しながら借地解消をして行く。 【防災管財課】市有財産4件を売却済。賃借物件について単価の統一化は過去の経緯から統一が難しい状況にあり、随時見直しを検討する。 公用車については利用状況を把握し、本庁にて一元管理(現業課以外)を実施。10台削減予定。庁用備品については、財務規則を改正し備品管理体制の見直しを図る。			遊休施設や未利用市有地等の有効活用を進めることにより、行政運営の効率化を高めることを目指す。		
8	公有財産管理運営の見直し	8-4	賃借物件等の見直し	賃借物件については、その必要性を検証し、不必要な物件については契約解除することを前提に、金額等の統一化を図り、契約の適正化に努めます。										受益や負担の公平性が図られる。		
8	公有財産管理運営の見直し	8-5	備品等管理体制の見直し	公用車については、利用状況を把握し、再配置を行うとともに、適正な管理体制を構築します。また、庁用備品についても、再配置や更新計画の策定等、効率的で適正な管理に努めます。										公用車、庁用備品の管理体制を整備することにより、効率的な財産管理を目指す。		
31	危機管理体制の充実	31-1	緊急時情報システムの整備	市民の生命・財産の安全を確保するため、防災行政無線等の情報システムを市内全域に整備し、自然災害等の緊急時における周知体制を確立します。										整備しない。		緊急時における市民への周知体制が確立する。
31	危機管理体制の充実	31-2	地域防災計画の策定	災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定するとともに、ハザードマップ(11)、対応マニュアルを作成します。						集中改革プランの項目として適当か要検討。	地域防災計画・ハザードマップは策定済。対応マニュアルについては、作成に向け検討する。			災害や緊急時における危機管理体制が確立され、市民の安全・安心の確保が図られる。		
31	危機管理体制の充実	31-3	危機管理体制の整備	常備消防、消防団、自主防災組織等の充実強化を図り、緊急時における各行政機関の連携強化を進めて、確固たる危機管理体制を構築します。										自主防災組織は、補助金交付要綱とマニュアルを策定し今年度中に嘱託員等を通じて結成に向け推進中。現在の自主防災組織率は12.4%である。		災害や緊急時における危機管理体制が確立され、市民の安全・安心の確保が図られる。
31	危機管理体制の充実	31-4	安全・安心のみちづくり	地域安全パトロールや地域住民による防災・防犯活動の支援体制の確立等、警察・地域住民と連携した地域の安全の確保を図ります。										東西の安全協会を一本化に向け協議中。(組織・規則案は提示済)		災害や緊急時における危機管理体制が確立され、市民の安全・安心の確保が図られる。
44	地域情報化の推進	44-2	ネットワークの基盤整備	行政情報や災害時の緊急情報等を市民に提供するために、市内全域にCATV網や防災行政無線の整備に取り組みます。										-		ケーブルテレビ網を使った防災情報の告知情報の提供などを検討している。
51	市民との役割分担の構築	51-4	安全・安心のみちづくりの協働	市民の自主的な防災組織や防犯組織の育成に努め、各種訓練や地域住民の意識の高揚を図って、安全・安心のみちづくりを推進します。						集中改革プランの項目として適当か要検討。	集中改革プランの項目として適当か要検討。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。		



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考(担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
3	成果重視の財政運営	3-2	事業の事前評価	事業の事前評価の手法を研究し、費用対効果の高い事業選択を行います。						行政評価システムにおいて検討中。	事務事業評価の、特にハード事業において試行しながら検討している。			企業会計的手法や行政評価を財政運営に取り入れることにより、費用対効果が明確となり、成果重視の財政運営が図られる。	
11	委託事業の見直し	11-1	委託契約内容の見直し	委託契約の内容を、サービスの価格だけでなく、質を確保するための規定を対象業務の特性に応じた形で契約で担保することを図ります。										契約方法を見直すことで、一定水準のサービスの質を確保できる。	
11	委託事業の見直し	11-3	サービス水準の維持・向上	事務事業の委託に関して、市の管理・監督責任を適切に果たし、委託したサービスの維持向上させるため、契約上の担保措置、モニタリング・評価の取り組み、検査監視体制の整備を図ります。						具体的な取組方法を検討中。	具体的な取組方法を検討中。			行政の管理・監督責任を適切に果たし、サービス水準の維持・向上が図られる。	
11	委託事業の見直し	11-4	市場化・競争的環境の整備	事務事業を民間委託しやすいように切り分けたり、各部各課、各施設の事務を集約化・統合して事務事業の執行方法を変えて市場化、競争的環境の整備を図ります。						市場化テスト実施方針の作成を検討中。	コスト分析や実態把握等環境整備づくりを検討する。			市場化原理・競争原理に基づいた外部委託を行うことにより、費用対効果・効率性が確保される。	
公企16	民間活力の活用	16-1	民間委託の積極的な活用	事務事業全般について民間委託の可能性について検証し、民間委託により効率化が図れる業務については、積極的に民間委託を推進します。						事務事業の総棚卸しを整理した後、アウトソーシングの対象となる事業を検討。	事務事業の総棚卸しを整理した後、アウトソーシングの対象となる事業を検討。			民間委託を積極的に活用することにより、経営の効率化と経費の削減が図られる。	
公企16	民間活力の活用	16-2	民間委託実施基準の作成	民間委託の実施にあたり、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保し、個人情報保護や守秘義務の確保に留意した基準の作成を行います。						市場化テスト実施方針の作成を検討中。	指定管理者制度については実施済。			民間委託を積極的に活用することにより、経営の効率化と経費の削減が図られる。	
公企16	民間活力の活用	16-3	PFI事業の活用	施設等の建設・整備については、民間資金等の活用によるPFI手法の導入を検討し、適切に事業活用を図ります。						検討中(PFI制度の実績等を調査)。	検討中(PFI制度の実績等を調査)。			民間資金を有効に活用することにより、行政の効率化と経費の削減が図られる。	
19	ニュー・パブリック・マネジメントの推進	19-1	成果志向型行政運営の推進	予算獲得重視の行政運営から、コスト意識を醸成し、成果を挙げることを中心に行政運営するシステムの構築に取り組みます。						18年度から行政評価システムを導入。	行政評価研修においてNPMをテーマに開催。			組織のビジョンを明確化し、成果に重点を置いて事業の計画立案、執行が行われる生産性の高い、競争力を備えた自立的な行政運営が図られる。	
19	ニュー・パブリック・マネジメントの推進	19-2	顧客重視型行政運営の取り組み	法令・規則のみに縛られず、顧客である市民の立場で行政運営を行う気運の醸成を図ります。						5月21日に行政改革シンポジウムを開催。 「法令・規則のみに縛られず」の文言の見直しが必要。	行政評価研修においてNPMをテーマに開催。			組織のビジョンを明確化し、成果に重点を置いて事業の計画立案、執行が行われる生産性の高い、競争力を備えた自立的な行政運営が図られる。	
19	ニュー・パブリック・マネジメントの推進	19-3	競争原理の導入	拡大・多様化する行政需要に対応するため、事務事業の民営化・外部化を検討するとともに、対外、対内的な競争原理の導入を進めます。						市場化テスト実施方針の作成を検討中。	検討中。			組織のビジョンを明確化し、成果に重点を置いて事業の計画立案、執行が行われる生産性の高い、競争力を備えた自立的な行政運営が図られる。	
20	トップマネジメントの強化	20-2	市長直属の横断的組織の編成	市長からの課題提示に応じ、関係部局から知見を有する職員を選抜して市長直属の部局横断的組織を編成し、解決方策の立案を行います。						プロジェクト設置規定が既に活用されている。	特命担当を配置し、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応をする。			トップマネジメントをサポートする仕組みを整備することにより、政策決定機能の強化が図られ、	
20	トップマネジメントの強化	20-4	特別職の体制強化	市長を支えるトップマネジメント体制を構築するために助役二人制を実施するとともに、副市長制導入に向けてマネジメント機能の強化を図ります。	助役2人制	助役2人制	副市長制	副市長制	副市長制	自治法改正に伴い調整中。	副市長制は導入済。			トップマネジメントをサポートする仕組みを整備することにより、政策決定機能の強化が図られ、市民ニーズへの迅速かつ的確な対応が可能となる。	
20	トップマネジメントの強化	20-6	コンプライアンスの確保	コンプライアンスを確保するために、議会・監査制度を有効に機能させるとともに、第三者機関等の設置を検討して、トップマネジメントに対するチェック機能を確立します。						具体的な取組方法を検討中。 )コンプライアンスとトップマネジメントのチェックを切り離して考える必要あり。	トップマネジメントに対するチェックについては、行政改革推進員会を設置し、評価体制を整備している。			トップマネジメントの強化に伴う、一方的な意思決定を事前に防止するとともに、コンプライアンスの確保が図られる。	
21	行政を評価する仕組みづくり	21-1	行政評価システムの導入	行政活動について、統一的な指標に基づき評価し、効果的かつ効果的な運営を行うために行政評価システムを構築し、運用します。						18年度から行政評価システムを導入。18年度は事務事業の総棚卸しと職員研修の実施と、事務事業評価の試行導入。	事務事業評価の実施により段階的に進めている。H19年度からは施策評価を試行し、施策から見た事務事業の検証も進めて行く。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。	
21	行政を評価する仕組みづくり	21-2	事務事業評価の実施	事務事業の必要性や意義、執行状況、問題点等をチェックするために一定のフォーマットを定めて評価作業を進めます。						事務改善委員会第2分科会において評価シートのフォーマットを検討。今年度中に作成。	今年度から実施している。フォーマットについては、毎年度見直しが必要。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。	
21	行政を評価する仕組みづくり	21-3	ベンチマーキング(目標達成度評価)の実施	行政活動を評価するベンチマーキングを定めて、達成度を評価し、行政運営に反映させるとともに市民にも公表します。						評価指標の設定にベンチマークを活用。	事務事業評価指標設定により分析して行く。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。	
21	行政を評価する仕組みづくり	21-4	総合計画の進行管理	計画策定時の事前評価や目標値も併せて科学的、客観的な評価システムを導入して、計画の進行管理を行います。						総合計画に基づき、事業の体系化(政策 施策 事務事業)を策定中。	行政評価システム構築の中で準備を進めている。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。	

総務部  
行政改革課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
21	行政を評価する仕組みづくり	21-5	政策・施策評価の実施	<政策評価>評価システムを政策や施策の達成状況のツールとして位置づけ、トップマネジメントの実現の拠り所としての機能を図ります。						現在、未検討。	検証した結果、必要性を感じていない。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。	総務部 行政改革課
21	行政を評価する仕組みづくり	21-5	政策・施策評価の実施	<施策評価>評価システムを政策や施策の達成状況のツールとして位置づけ、トップマネジメントの実現の拠り所としての機能を図ります。						施策評価の下位層となる事務事業評価の構築に向け作業中。	今年度試行中。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。	
21	行政を評価する仕組みづくり	21-6	外部チェックシステムの確立	政策・施策・事務事業について、市民に説明責任を果たし、住民等の監視の下に有効性・効率性・妥当性を確保するために、行政評価の外部チェックシステムを検討します。						評価方法について検討中。	行政事務改善委員会第2分科会において検討中。			行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策・政策評価を実施することにより、効果的・効率的な行政運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。	
22	民間活力の活用	22-1	民間委託の積極的な活用	事務事業全般について民間委託の可能性について検証し、民間委託により効率化が図れる業務については、積極的に民間委託を推進します。						事務事業の総棚卸しを整理した後、アウトソーシングの対象となる事業を検討。	検討中。			民間委託を積極的に活用することにより、行政の効率化と経費の削減が図られる。	
22	民間活力の活用	22-2	民間委託実施基準の作成	民間委託の実施にあたり、対象事業、選定基準、契約条件などの透明性を確保し、個人情報保護や守秘義務の確保に留意した基準の作成を行います。						市場化テスト実施方針の作成を検討中。	検討中。			民間委託を積極的に活用することにより、行政の効率化と経費の削減が図られる。	
22	民間活力の活用	22-3	政策目的を重視する民間委託の推進	経済合理性のみならず、共通の社会目標を共有する住民やNPO法人と協働、住民参加などの政策目的をより重視する民間委託を推進します。						具体的な取組方法を検討中。	検討中。			民間委託を積極的に活用することにより、行政の効率化と経費の削減が図られる。	
22	民間活力の活用	22-4	PFI事業の活用	公共施設等の建設・整備については、民間資金等の活用によるPFI手法の導入を検討し、適切に事業活用を図ります。						検討中(PFI制度の実績等を調査)。	検討中(PFI制度の実績等を調査)。			民間資金を有効に活用することにより、行政の効率化と経費の削減が図られる。	
22	民間活力の活用	22-5	地方独立行政法人制度の活用	特定の事務事業について、自立的・効率的なサービスを提供を実現するため、民間譲渡の可能性を検証するとともに、公設民営化と比較検討し、地方独立行政法人制度の活用を図ります。						検討中。	検討中。			業務の自主性・自立性を高めて運営の透明化・自己責任化が図れるとともに、業務の効率的な運営が可能となる。	
22	民間活力の活用	22-6	市場化テストによる民営化	市場化テスト(9)により、事務事業の客観的な評価を行い、民営化の可能性を検証します。						導入の検討にあたり、対象となり事務事業を整理中。	検討中。			民営化への可能性を検証する上で、客観的な評価を得ることができる。	
24	組織・機構の見直し	24-1	部制の導入	指揮・命令系統の整理・合理化や政策決定及び実施の効率化を図るため、当分の間、部制を導入します。						18年度から導入済。	H18年度から導入済。			指揮命令系統の一元化が図られる。	
24	組織・機構の見直し	24-2	組織内分権の確立	部制の導入に伴い、政策・施策の実行責任を各部局に付与することを前提に、政策・施策の決定権限、予算・人員等の資源配分の権限等の移譲を図ります。						検討中。 )担当部署の見直しが必要。	予算、人事については実施している。			権限委譲により、行政運営の効率化、迅速な意思決定が図られる。	
24	組織・機構の見直し	24-3	効率的な組織・機構の確立	時代の変化に対応した行政組織を構築するために、効率的な組織・機構のあり方について検証し、随時見直しを行います。						18年度から部制を導入。	H18年度から部制を導入。			簡素で効率的な組織・機構の構築を目指す。	
24	組織・機構の見直し	24-4	権限委譲・必置規制改廃への対応	地方分権推進に伴う事務権限委譲、必置規制の改廃等に対して、実情に応じた組織体制と職員配置を図ります。						状況に応じて対応。	関連部局と連携しながら状況に応じて対応している。			時代の要請に対応できる組織体制、効果的な行政運営が期待できる。	
25	支所等出先機関の再編	25-1	支所等出先機関の見直し	行政需要、市民ニーズ等を勘案し、支所・教育事務所等出先機関の組織、人員、事務事業等を検証して、随時見直しを進めます。						具体的な取組方法を検討中。	事務事業等を検証しながら状況に応じて対応している。			市民サービスの維持向上が図られるとともに、簡素で効率的な組織が期待できる。	
25	支所等出先機関の再編	25-2	支所等出先機関の統廃合の推進	業務量、地域バランス、市民ニーズ等を検証して、支所・教育事務所等出先機関の業務の縮小、統廃合を年次的に進めます。						18年度から業務縮小を実施。建設、農林等において一部バラツキが見られるため支所で弊害が生じている。19年度見直しについて検討中。	教育事務所については見直し、拠点地域を中心に、東西南北事務所を設置し環境づくりを整えた。行政事務改善委員会第1分科会において、H20年度見直しについて検討中。			市民サービスの維持向上が図られるとともに、簡素で効率的な組織が期待できる。	
25	支所等出先機関の再編	25-3	本庁機能の分散化	行政運営の効率化を図るため、専門職の配置が必要な部門において、地域ブロック別に本庁分室等を設置し、本庁機能の分散化を図ります。						情報センター、トキ推進室、海洋深層水対策室等の一部で実施。今後については検討中。	先進地視察をし、行政事務改善委員会第1分科会において、部単位での支所への分室を検証中である。			市民サービスの維持向上が図られるとともに、簡素で効率的な組織が期待できる。	
27	総合調整機能の充実	27-1	政策目的対応型組織の確立	明確な政策ビジョン、構築された政策・施策体系に基づき、効果的・効率的に事務事業を処理する組織編成を目指します。						具体的な取組方法を検討中。	行政評価システムを有効活用した組織編成の仕組みづくりを目指す。			市民ニーズに迅速で的確な対応が可能となる。	
27	総合調整機能の充実	27-2	応答性の高い柔軟な組織編成	政策・施策・事務事業について実施される不断の見直しのサイクルに応じた、応答性の高い柔軟な組織編成を進めます。										市民ニーズに迅速で的確な対応が可能となる。	
28	組織の簡素化と所管の明確化	28-1	組織階層の簡素化	職制を見直し、各職員の責任と権限を明確にして、意思決定過程の簡素化されたフラットな組織にすることを進めます。						具体的な取組方法を検討中。	総務課と連携しながら取り組んで行く。			簡素で効率的な組織が期待できる。	



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
28	組織の簡素化と所管の明確化	28-2	組織・機構の所管の明確化	本庁と各支所・教育事務所の所管を明確にし、業務の効率化を図るとともに、市民に分りやすく、利便性を重視した組織を目指します。						所管の明確化の前に事務事業の明確化を図り整理を行うべく作業中。	行政事務改善委員会第1分科会において、H20年度見直しについて検討中。			市民サービスの維持向上が図られるとともに、効率的な組織が期待できる。	総務部 行政改革課
29	流動的・効率的な組織の確立	29-1	連携システムの確立	多種多様な市民ニーズに迅速に対応するため、部・課等の垣根を越えた横断的な連携システムの構築を進めます。						具体的な取組方法を検討中。	連携システムの確立に必要な業務の洗い出しを行ったうえで検討。一部の機関において検討している。			市民ニーズに迅速で的確な対応が可能となる。	
29	流動的・効率的な組織の確立	29-2	繁忙期応援体制の構築	増加する行政需要に対応するため、業務の繁忙に応じて相互の応援体制が組める効率的な組織の確立を進めます。										組織の活性化と行政運営の円滑化が図られる。	
29	流動的・効率的な組織の確立	29-3	グループ制の導入	担当間の業務量の不均衡の解消し、職員の幅広い知識の習得を図るため、各組織の業務内容に応じてグループ編成を行い、流動的な職員配置を行う組織体制を導入します。										業務の不均衡が解消され、柔軟で効率的な組織体制が構築される。	
30	適材適所の職員配置	30-3	事務事業終了時の見直し	事務事業の終了時において、関連する組織・定員を見直し、新たな行政課題や市民ニーズに即応した組織・機構の整備を、スクラップ・アンド・ビルドを踏まえて行います。						具体的な取組方法を検討中。	国体準備室、トキ準備室で実施済である。			市民ニーズに迅速で的確な対応が可能となる。	
32	事務決裁権限の見直し	32-1	事務決裁権限の見直し	職制に応じた職務権限と責任の明確化及び事務の効率化を図るため、事務決裁権限、専決範囲等を可能な限り下部へ移譲します。						18年度の組織再編に伴い見直し済。	H19年度の組織再編に伴い見直し済。			事務手続きの簡素化・効率化が図られるとともに、意思決定の迅速化が可能となる。	
47	行政手続きの簡素化	47-3	押印廃止の取り組み	「押印見直しガイドライン」に基づき、新たな指針を定めて、各種申請書及び庁内文書について極力廃止の方向で検討します。						検討中。	関連部局と連携しながら取り組んで行く。			市民の利便性が向上するとともに、事務事業の効率化が図られる。	



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考(担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
1	財政計画の策定	1-1	財政計画の策定	中期的な財政収支の見通しを示す財政計画を策定し、公表します。						現在の財政計画の見直し作業を始めている。8月を目処に策定。	交付税の削減幅が大きく再見直し中である。年内(12月)には公表する予定である。			計画的な財政運営が図られるとともに、財政健全化に向けての目標設定を行うことができる。	
2	財政指標の目標値設定	2-1	経常収支比率	経常収支比率(1)85%以下を目指します。						17年度決算86.2% 85%に向けて抑制を続ける。	H18年度決算87.3%となっており、施設等合理化が図れば低減できる。	85.8% (H16)	85.00%	財政指標の目標値を設定することで、その達成に向けて、適正な自主財源の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減、市債発行の抑制等を図り、具体的な財政健全化の取り組みが行える。	
2	財政指標の目標値設定	2-2	起債許可制限比率	起債許可制限比率(2)11%以下の水準を維持します。						17年度10.6% 今後も維持していく。	H18年度9.9%。当初ベースでの借り入れの抑制を図り、今後も維持していく。また、起債の繰上げ償還(今年度7,200千円、来年度6%)や借り換えを検討している。	10.7% (H16)	11.00%	財政指標の目標値を設定することで、その達成に向けて、適正な自主財源の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減、市債発行の抑制等を図り、具体的な財政健全化の取り組みが行える。	
2	財政指標の目標値設定	2-3	財政力指数	財政力指数(3)0.300以上を目指します。						17年度0.275(3ヵ年)0.292(単年) 16年0.290(単年)	H18年度0.293(3ヵ年)、0.297(単年)	0.260 (H16)	0.300	財政指標の目標値を設定することで、その達成に向けて、適正な自主財源の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減、市債発行の抑制等を図り、具体的な財政健全化の取り組みが行える。	
3	成果重視の財政運営	3-1	財政の分析・公表	バランスシート(4)や行政コスト計算書(5)等を用いた財政分析を進め、行政運営に活用するとともに、市民に財政状況を公表して、コスト意識の醸成を図ります。						本年度、BS、行政コスト計算書を作成(電算システムを取り入れ作成)する。また、内容を分析し、住民向けに解り易い内容で公表する。	昨年度の決算から作成している。H18年度決算から分析して公表を検討している。(BS、行政コスト計算書)			企業会計的手法や行政評価を財政運営に取り入れることにより、費用対効果が明確となり、成果重視の財政運営が図られる。	
3	成果重視の財政運営	3-3	成果重視の予算編成	枠配分方式を導入して、財源配分型の予算編成を行うとともに、施策の実施状況の評価を行い、その結果を踏まえた成果重視の予算編成システムを確立します。						18年度に先進地視察を実施。行政評価と連携したスタイルの構築を目標としているが、行政評価システムの構築までの間は、秘書課で整理した政策をベースに予算配分を行うよう調整。19年度は経常経費10%削減を検討中。	枠配分、経常・臨時に分けて実施している。新年度は予算編成方針において、H20年度は経常9.5%減である。			企業会計的手法や行政評価を財政運営に取り入れることにより、費用対効果が明確となり、成果重視の財政運営が図られる。	企画財政部 財政課
10	補助金等の整理合理化	10-1	補助金等交付基準の作成	交付対象事業・制度について、既得権や前例にとらわれず、客観性と公平性を確保するために、交付基準を作成します。										補助金のあり方を見直し、交付基準を確立することにより、整理合理化が図れる。	
10	補助金等の整理合理化	10-2	サンセット方式の徹底	全ての補助金について、補助目的の達成度を評価して終期を設定し、終期の到来時に新たな措置が講じられない限り、自動的に廃止されるサンセット方式を導入します							交付基準、サンセット方式、小額補助金の廃止については、財政課と行政改革課で協議し、補助金・負担金等見直し方針を策定し通知し、調査、ヒアリングを実施中。			補助に対する均等化・公平化が図られるとともに、透明性の確保と適正・効果的な交付が実現し、財政の健全化につながる。	
10	補助金等の整理合理化	10-3	小額補助金の廃止	補助総額5万円以下の小額補助金については、交付団体の自助努力を促す目的で、原則廃止の方向で整理合理化を進めます。						事務改善委員会と財政課の連携で調整を進める。本年度は現状調査を実施し、可能であれば19年度予算に反映。	第三者検討機関については、必要があれば既存の組織を活用する。H21年度に向けて、補助金の交付金化は関係各課で協議、検討して行く。			補助に対する均等化・公平化が図られるとともに、透明性の確保と適正・効果的な交付が実現し、財政の健全化につながる。	
10	補助金等の整理合理化	10-4	第三者検討機関の設置	補助金の必要性や費用対効果、統合・調整等を総合的に検討するために、民間有識者を含めた第三者検討機関を設置します。										補助事業に対して住民の視点からの検討を加えることで、より公平性・透明性が図られる。	
10	補助金等の整理合理化	10-5	補助金の交付金化	補助金を目的化せずに、最大限の効果が得られる形で自由に工夫ができる交付金型に転換していくことを進めます。										自由度を高めることで、補助効果を増大させる。	

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
9	公共工事・入札制度の見直し	9-2	入札・契約制度の一元化	入札及び契約に係る情報の公表を進め、透明性の確保を図るとともに、受注機会の均等を高めるため、入札・契約管理の一元化を行います。						入札は企業会計を除き、18年度から一部一元化している。随契約と変更は各担当課で実施。 随契は簡易、特殊性の観点から統一化は図らず、今後も各課で対応。 工事管理課で執行した方が簡素化される契約もあるので、随契の種類を分類化し整を図る。情報の公表は既に実施している。 公共工事の入札・契約制度の一元化に限定せず、物品購入など全ての契約の一元化を求める必要があるのではある。	企業会計部門もH20年度から一元化に向けて調整している。組織の見直しが必要になる(企業会計の辞令発令が必要)。			入札・契約業務を一元化することにより、行政運営の効率化が図られる。	
9	公共工事・入札制度の見直し	9-3	新たな入札制度の導入	総合評価方式(7)や入札時VE方式(8)等の公共工事のコスト縮減と質の高い施工確保を目的とした入札制度の導入を検討します。						本年度より簡易公募を実施。VEは事務量の増加とマニュアル化に時間を要するので、今後の導入について調整。	総合評価方式実施を今年度1件予定している。 H19年度から工事の5業種を、条件付の一般競争入札にシフトしている。落札率は今年度約93.7%、昨年度は94.05%。			高度な知識と適切な技術を持った事業者を選択できるとともに、競争の公平性・透明性が確保される。	企画財政部 工事管理課
9	公共工事・入札制度の見直し	9-4	第三者監視機関の設置	入札及び契約の過程や契約内容の透明性と公正性を確保するために、学識経験者により構成する第三者監視機関(入札監視委員会等)の設置を検討します。						設置にむけ検討中。 佐渡市においては公平性が保たれており、必然性について確認したい。	入札事務監視委員会を立ち上げ、H19年10月3日に会議を開催した。今年度はあと1回予定している。来年度からは年3回予定している。委員は、税理士、司法書士、弁護士、消費者協会、商工会の5名からなっている。			高度な知識と適切な技術を持った事業者を選択できるとともに、競争の公平性・透明性が確保される。	
9	公共工事・入札制度の見直し	9-5	電子入札制度の導入	入札に係るコスト・時間の縮減を図り、透明性を確保するため、電子入札制度の導入を検討します。						本年度、県で説明会も開催され、佐渡市でも参加するなど、準備を進めている。	当日の入札以外は、メール等でほぼ電子化され、電子入札にそった形で実施している。電子入札の必要性については、コスト面など費用対効果を分析して今後検討する。			競争の公平性が確保されるとともに、入札コストの削減が図られる。	



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考(担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
6	新たな財源の創出	6-3	経済特区の活用	民間の活動を活性化するため、経済特区(6)等を活用し、各種規制の緩和に向けた取組みを進めます。						どぶろく特区(18年3月31日認定)、佐渡ナンバー特区(実施見込みなし)、ノービザ特区(18年1月申請に向け準備中)、投資移民特区(県と調整中)。	どぶろく特区は開始1件、準備中1件、投資移民特区(国、県と調整中、年内に方向性が確定予定)。			地域に根ざした商工業や観光産業、農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性や人的・物的資源をもとに新たな産業振興や定住化を促進して地域を活性化することにより、新たな自主財源の涵養が図られる。	企画財政部 企画振興課
6	新たな財源の創出	6-4	地域再生の取組み	地域経済の活性化し、地域における雇用機会を創出するために、地域再生計画を策定し、新たなアイデアや技術の開発、エネルギーや有機資源を活用した起業化を推進します。						「佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録」「トキの野生復帰」「伝統芸能と文化」を3本柱とした計画概要を準備委員会に示し、本庁各課の課長補佐に提案を募った。今後内容を精査し、佐渡市地域再生研究会で検討する。	5月22日に申請、7月4日に「人とトキが共に生きる島づくり計画」が承認。事業の取組みについて各課と調整している。進捗管理は企画振興課で行っている。佐渡市地域再生研究会は継続して研究していく。			地域に根ざした商工業や観光産業、農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性や人的・物的資源をもとに新たな産業振興や定住化を促進して地域を活性化することにより、新たな自主財源の涵養が図られる。	
6	新たな財源の創出	6-5	定住化の促進	空き家対策事業等の有効活用や安全安心のまちづくりに取組み、定住化を促進します。						17年実績2件、18年は3件が成約。18年度に空家の再調査を実施。紹介は市が行うが、契約行為は個々にまかせているので、作業体制の見直しを検討中。	H18年の成立件数6件。官民協働により、これまでの空き家情報のほかに、不動産屋の一部の空き家、市の空いている住宅等の情報の共有化を検討している。			地域に根ざした商工業や観光産業、農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性や人的・物的資源をもとに新たな産業振興や定住化を促進して地域を活性化することにより、新たな自主財源の涵養が図られる。	
45	窓口対応の向上	45-2	市民満足度調査の実施	アンケート等によるCS(市民満足度)調査を実施し、市民の行政サービスに対する意向を把握して、業務の改善を図ります。						行政評価の外部評価的要素があるので、今後関係課と検討を進める。	総合計画後期計画策定に向けて検討中。			市民の意向を的確に反映した市政運営が図られる。	
49	市民参画の推進	49-1	自治基本条例の制定	市政運営やまちづくりを、市民参画や協働によりながら進めることを基本理念とした自治基本条例の制定に取り組めます。						総合計画の基礎となるものであり、既に総合計画が策定されている中で取り扱いは検討が必要。	総合計画の基礎となるものであり、既に総合計画が策定されている中で取り扱いは必要である。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。	
50	市民との協働体制の確立	50-1	地域コミュニティ活動の推進	自治会等の地域コミュニティ団体の活動を支援し、地域の課題に対して協働で取り組む体制づくりを行います。						活動支援としてチャレンジ事業を展開中。16団体が様々な地域おこし活動を実施中。	H18年度実績 38件、H19年度は9月末現在で33件。活動支援としてチャレンジ事業を展開中。			市民との協働による行政運営が推進される。	
50	市民との協働体制の確立	50-2	市民団体、NPO等の支援	ボランティア団体等の市民団体やNPO等による自発的な活動を支援するとともに、特定の行政課題について、協働して取り組むことができるように支援、育成を図ります。						環境づくりに向け、NPO支援センターを19年度に設置するよう準備中。	NPO支援センターをH20年度に設置する。			市民活動やまちづくりに関わる行政分野の担い手として、連携が深まり、役割分担が図れる。	
50	市民との協働体制の確立	50-4	ワークショップの活用	市民が参加する委員会等の実効性を図るため、ワークショップ(15)を活用して、市民の声を反映させます。						各課で実施。引き続き啓蒙活動に取り組む。	各課で実施。引き続き啓蒙活動に取り組む。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。	
50	市民との協働体制の確立	50-5	学習・活動の場の提供	市政に関する学習機会を提供するとともに、NPO等と連携した学習の場の開設に努めます。						大きい意味での市民参画・協働に対するルール作りが必要。自治基本条例とあわせた検討が必要と思われる。	ルールをつくる方向で検討する。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。	
51	市民との役割分担の構築	51-1	事務事業の協働	企画段階から実施まで地域住民が参画する事業を推進するとともに、特定の行政分野にボランティアとして参加できるシステムを構築します。										市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。	
52	男女共同参画社会の推進	52-1	男女共同参画推進プランの策定	男女共同参画社会の形成に向けた政策を総合的、体系的に推進する指針として、男女共同参画推進プランを策定します。						庁内策定委員会を2回開催。検討委員会を1回開催済。残り4回の委員会で男女共同参画推進プランを策定予定。	男女共同参画推進プランは策定済である。			男女共同参画社会の形成を推進することができる。	
52	男女共同参画社会の推進	52-3	男女平等の意識づくりの推進	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行に改善するため、様々な学習機会を提供して住民意識の改革に取り組めます。						男女共同参加推進プラン策定の中で検討している。	プランに基づき進めて行く。講演会を11月に計画している。			性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女平等の視点に立った意識づくりが行える。	

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
43	情報基盤の整備	43-1	電子市役所の構築	行政情報の電子化、ネットワークによる行政事務の効率化を推進して、市民サービスの向上に努めます。										時間、場所等の制約を受けない行政サービスの提供が可能となり、利便性の向上が図られる。	企画財政部 情報政策課
43	情報基盤の整備	43-2	行政情報データベースの構築	行政情報のデータベース化を更に促進し、庁内での有効利用を図るとともに、ICTを活用して市民への情報公開を行います。						本庁・支所間のネットワークは整備済。 例：図書館にある36万冊の書籍情報も自宅から検索が可能(貸出数が倍以上に上昇)。	各部局と連携しながら、引き続き仕組みを構築して行く。 電子申請システムも検討したが、投資効果を検証しながら申請・届出等については検討中。			時間、場所等の制約を受けない行政サービスの提供が可能となり、利便性の向上が図られる。	
43	情報基盤の整備	43-4	行政手続きの電子化	本庁、支所及び各施設間のネットワークを整備し、ICTを活用した様々な申請・届出等の手続きを行えるシステムを構築します。										事務処理の効率化が図られるとともに、市民の利便性が図られる。	
43	情報基盤の整備	43-5	地図情報システム(GIS)の導入	地図情報システム(GIS)(13)を導入し、事務事業の簡素化、効率化を図り、市民サービスの向上に努めます。						検討中。	投資効果を検証しながら、検討して行く。			事務事業の効率化と防災等の行政機能が高まるとともに、市民サービスの向上が図られる。	
43	情報基盤の整備	43-6	情報セキュリティの確保	個人情報の保護機能を高めるため、情報セキュリティの管理体制を強化し、適正な運用を確保します。						17年度に情報セキュリティポリシー策定済。 18年度は調整作業を行う。	H18年度から情報セキュリティ委員会を立ち上げ、今年度も実施している。 新人研修1回、全職員研修1回を予定している。			個人情報保護について市としての意思統一が図られ、市民からの信頼が得られる。	
44	地域情報化の推進	44-1	地域情報化の推進	ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、ICTの活用により、市民の行政情報の入手を容易にし、市政への市民参画を促進するために地域の情報化を推進します。										情報の共有により、市民参画の推進や市民の一体感の醸成が図られるとともに、市民生活の向上と円滑な市政運営が期待できる。	
44	地域情報化の推進	44-2	ネットワークの基盤整備	行政情報や災害時の緊急情報等を市民に提供するために、市内全域にCATV網や防災行政無線の整備に取り組みます。						20年3月迄に全島にケーブル網を整備する。 防災無線については、防災管財課と調整。	今年度のケーブルテレビ網の整備完了により、情報化の推進が図られる。 ケーブルテレビ網を使った防災情報の告知情報の提供などを検討している。			情報の共有により、市民参画の推進や市民の一体感の醸成が図られるとともに、市民生活の向上と円滑な市政運営が期待できる。	
44	地域情報化の推進	44-3	情報格差の是正	情報基盤の整備により、地域間の情報格差の是正を図るとともに、支所及び各施設に情報端末を設置するなど、情報サービス提供体制の整備に取り組みます。										市民サービスの維持向上が図られる。	
48	情報の提供と共有	48-4	eコミュニティの実現	ICTを活用して、情報を市民と共有し、コミュニケーションを活発化させることで、市民との協働を推進させるeコミュニティ(14)の実現に向けた取り組みを進めます。						20年3月迄に全島にケーブル網を整備する。	ケーブルテレビ網の有効利用により進めていく。加入率70%を目標に加入促進を図る。			行政情報を積極的に市民に提供することにより、市民参画の推進が図られる。	



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	市税 文書、電話催告の強化、財産調査の徹底及び差押の強化、誓約履行の確認、休日・夜間徴収及び納付指導の実施等						17年度実績別紙 徴収率は下がる傾向にある。現年課税分は横這い状態。滞納振り替え分が、税制改正により、低所得者の負担増(65歳以上の老人にかかる125万円以下の減免が無くなったこと)により徴収率が下がる傾向にある。税源移譲による65歳以上の課税フラット化により低所得者による負担増が生じ、今後の見通しとしては厳しい。税収額としては税源移譲により増えることが見込める。	市税:H17年度92.5%、H18年度90.9% 国民健康保険税:H17年度88.5%、H18年度87.6% 介護保険料:H17年度98.9%、H18年度98.8% 市税では固定資産税(観光関連施設)が収納率の低下の要因となっている。関連部局との連携により、差押え等滞納対策の強化を図る。その他の対策としては、50万円以上の滞納者リストを作成し内部で意見交換をしている。	93.1% (H16)	93.60%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。	市民環境部 税務課
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(国民健康保険税)文書、電話催告の強化、財産調査の徹底及び差押の強化、誓約履行の確認、休日・夜間徴収及び納付指導の実施等						差し押さえについては17年3件に対し、18年は18件差し押さえを実施している。差し押さえなど徴収率向上の手法は色々あるが、足で稼ぐしかない。	職員においては、口座振替の推進や滞納、納期限を守らない者への指導をし、連絡調整会議に提案していく。	90.5% (H16)	91.00%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。	
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(介護保険料)文書、電話催告の強化、財産調査の徹底、誓約履行の確認、納付指導の実施等							[差し押さえ実績]H18年度14件(預金関係)、H19年度は現在のところ2件(預金関係)。	99.1% (H16)	99.30%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。	

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
23	環境と共生する行政運営の推進	23-1	環境基本計画の策定	環境基本条例に示された基本理念を具体化するため、環境基本計画を策定し、環境の保全及び再生に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。						18年度に策定。12月議会で報告する予定。	基本計画は策定済であるが、行動計画についてはH19年度(10年計画)から実施している。行動計画を推進する環境基本計画推進本部(部長級)を立ち上げ、実践期間として、美しい島づくり部会(課長級)の設置もした。			人とトキが共に生きる島「環境の島・エコアイランド」の実現を図る。	
23	環境と共生する行政運営の推進	23-2	環境マネジメントシステムの構築	市が行う事務事業全てにおいて、環境への配慮を織り込むため、ISO14001の認証取得に向けた取り組みを推進します。						必要な経費も積算し準備済。体制づくりの調整が必要。	環境マネジメントについて、H19.4月から佐渡市地球温暖化計画実行計画に基づいて推進している。ISOの取得については予定していない。地道な環境に配慮した取り組みを進めたい。			環境マネジメントシステムの構築により、環境に配慮した行政運営が確保され、市民等の環境配慮活動が促進される。	市民環境部 環境課
23	環境と共生する行政運営の推進	23-5	トキ野生復帰に向けた取り組み	国、県、市民、NPO法人等の各種団体と協働してトキの野生復帰に向けた取り組みを行います。						20年度試験放鳥、27年度定着に向け、餌場づくりの推進を図る。市民協働によりイオトープづくりを進めているが、今後も拡大していきたい。トキ野生復帰連絡協議会に約30団体が参加。	ピオトープ環境保全事業の推進をNPO法人や関連部局と連携しながら、ハードも含み取り組んでいる。放鳥方法(ハードリリース、ソフトリリース)や冬の餌の確保(自然環境づくり)、将来的なエリア拡大の問題が課題である。			トキの野生復帰に向けた取り組みを行うことにより、環境に対する啓蒙が図られる。	



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(し尿処理使用料手数料)文書、電話催告の強化及び納付指導の実施夜間徴収の実施等						昨年度までは各支所で取り立てをしていたが、今年からシルバー人材の4人を徴収員に依頼し対応(畑野・真野地区1人、南部地区1人、両津・新穂地区1人、佐和田・金井地区1人)。相川地区は本庁で対応。納付指導については、口座振替の案内を納付書に同封。夜間徴収については出納閉鎖時の5月のみ実施。	H18年度収納率は98%、H19年度は現在のところ92.7%である。収納委託(シルバー)で滞納対策を図っている。年末くらいから職員徴収も検討している。夜間徴収はH18年度は実施していない。徴収方法についても今後検討して行く。	98.7% (H16)	99.00%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。	市民環境部 廃棄物対策課
23	環境と共生する行政運営の推進	23-6	ゴミの減量化・再資源化の推進	ゴミ分別の徹底等様々な取組みを市民と協働で行い、ゴミの減量化、再資源化を推進します。						ゴミの減量化は進んでいる(ひとつの要因として、観光人口、交流人口の減が考えられる)。推進については市報等で周知。減量化の数値目標は定めていない。	ごみ排出量、H18実績2万5,439トンである。「一般廃棄物の見直しによる美しい島 佐渡創り戦略」を策定し、計画的にごみの減量、リサイクルの推進を目指す。現在リサイクル率は16.5%であるが、将来的には60%を目指して取り組む。			ゴミの減量化と再資源化が促進され、ゴミ処理経費削減につながる。	

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(保育料)文書、電話催告の強化、財産調査の徹底、誓約履行の確認、納付指導の実施等						各支所に対応。滞納額が少額のうちに対応していく。	保育料収納率はH18年度実績96.7%。H19年度は10月10日現在で現年97.08%、過年15.25%、計91.59%。各支所の協力を得ながら徴収をしている。電話催告等により収納率向上に向け督促を早めている。	97.5%(H16)	98.00%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。	福祉保健部 社会福祉課
26	学校・保育園等施設の見直し	26-2	保育園の統合と民営化の推進	乳幼児に必要な環境の保持の観点から、適切な園児数の確保と保育環境の整備を図るため、保育園の統合と民営化を推進します。						統合計画案を作成し、議会(特別委員会)に提出済。西三川の第二保育園について、指定管理者制度の活用を図る(20年度から)。	真野地区の第二保育園は複合施設の関係で、当初予定から1年遅れてH21年の4月からサービスと併せて指定管理者制度の導入を予定している。3地区6保育園に説明会を実施し、北狄保育園はH20年3月閉園予定で、H21年3月に閉園又は休園は4保育園、その後は1園。民営化については、手法等を含め今後検討して行く。			行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。	

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考(担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
公企12	経営基盤の強化	12-2	経営指標の設定(経常収支比率)	<病院事業>経営に一定の規律を持たせ、経営健全化を果たすため、中期的な収支の見通しを示すとともに、経営指標の目標値を設定します。						17年度95.9% 今年度、佐渡市医療計画を策定。また、病院経営を審議する佐渡市立病院運営委員会条例を9月議会で制定予定。	H18年度91.2%。 医業収益の落ち込みにより、減少している。 業務のアウトソーシングを推進し、健全化計画、連結決算に向けた取組み、事務レベルでは救急外来等の見直しを検討している。 診療報酬の請求事務がMO式になることから、相川病院を両津病院と同じシステムに切り替え、コスト削減につなげて行く。 診療報酬業務のアウトソーシングにより時間外が606時間減少している。	92.7% (H16)	95.00%	財政指標の目標値を設定することで、その達成に向けて、適正な営業収益の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減等を図り、具体的な経営健全化の取り組みが行える。	福祉保健部 保健医療課
公企12	経営基盤の強化	12-3	営業収益の確保(目標値の設定)	(医業収支比率)医業収益については、各々の病院の役割分担を明確にし、限られた医療資源を有効に活用するとともに、医師確保や診療科目の増設等の営業努力を不断に行い、収益確保を目指します。						17年度85.6%	H18年度82.4%。 上記と同様に経費の抑制でカバーして行く。	85.7% (H16)	87.50%	営業収益の確保により安定的な経営基盤の確立が図られる。	



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
6	新たな財源の創出	6-2	地域特性を生かした産業の振興	歴史的観光資源や豊かな農林水産資源など、地域の特性を十分に生かしながら、既存の商工業や観光産業、農業・水産業の振興を推進します。						集中改革プランの項目として適当か要検討。	<p>【農業振興課】地域農業の核となる担い手を確保・育成するため、品目横断的経営安定対策支援事業等を展開している。</p> <p>【農地林政課】小倉千枚田を国・県・市・地域・NPO法人などとの連携のもとに復田を進めている。また、荒廃した竹林を里山エリア交付金を活用した竹林整備事業を実施し荒廃した竹林の整備や竹材の利活用を検証し、併せて景観形成を図っている。</p> <p>【水産課】冷却能力に優れた佐渡海洋深層水を使用し、鮮度の良い漁獲物を流通させ佐渡産水産物の魚価アップと深層水の普及拡大を図っている。</p> <p>【観光課】「観光ルネサンス事業」等を活用し民間活動を積極的にして魅力的な観光地づくりを推進している。また、宿泊施設と連携し、県内の高校等や首都圏の大学を中心に誘客促進を実施している。</p> <p>【商工課】インターネット上に構築する地域資源活用プラットフォームを活用し無料職業紹介事業を展開することによりUターン者の職業紹介を推進している。</p>			地域に根ざした商工業や観光産業、農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性や人的・物的資源をもとに新たな産業振興や定住化を促進して地域を活性化することにより、新たな自主財源の涵養が図られる。	産業観光部 関係各課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
6	新たな財源の創出	6-1	企業誘致の推進	企業立地のためのインフラ整備や企業活性化のための規制緩和等を行い、企業誘致を促進します。						東京事務所を活用し、会社の紹介をお願いしていく。固定資産の減免をひとつの手法としているが、新たな手立てを検討中。18年度は財団法人地方研究機構の調査事業により、島内循環による生産ラインの確保が可能かなど、企業実態の調査を行う。 旧女子高跡地の活用について、高校の上位学校の設置を調整中。 旧新津市のテクリンク(精密機器)の拡大進出の調整に当たる。 海洋深層水関連についても、引き続き事業誘致の調整を図る。	進出企業立地のための優遇制度を整備し、小型部品製造業、情報通信業、サービス業(コールセンター)等輸送コストの負担が少ない業種を考慮し、新潟県及び佐渡市東京事務所等と連携しながら企業誘致活動を推進している。			地域に根ざした商工業や観光産業、農林水産業の振興を図るとともに、地域の特性や人的・物的資源をもとに新たな産業振興や定住化を促進して地域を活性化することにより、新たな自主財源の涵養が図られる。	産業観光部 商工課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考(担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(住宅使用料)文書、電話催告の強化及び納付指導の実施、夜間徴収の実施、住宅明渡し手続き等の検討						17年度91.8% 約1050戸のうち、催告対象は約100戸。 4月末、7月末、12月末に催告通知を発送。 17年度は各支所で催告対応をしていたが、18年度から本庁一括で対応。	H18年度89.0%、H19年度は現在は75.8%である。うち現年90.3%、過年13.4%。 新潟市をモデルに分納、差押え等の研修に行った。 退所者は不能欠損5年の時効処理を行い整理する。 夜間徴収も実施している。 約1050戸のうち、催告対象は約100戸。 4月末、7月末、12月末に催告通知を発送。	93.7% (H16)	94.20%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。	建設部建設課



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
公企12	経営基盤の強化	12-2	経営指標の設定(経常収支比率)	<水道事業> 経営に一定の規律を持たせ、経営健全化を果たすため、中期的な収支の見通しを示すとともに、経営指標の目標値を設定します。						17年度104.6% 料金見直しを実施すると21年度は103.55%に修正が必要となる。	H18年度101.7%。 H19年度見込みでは赤字の要素がある。 使用料統一をしたが、今後は改定する必要がある。	103.2% (H16)	105.00%	財政指標の目標値を設定することで、その達成に向けて、適正な営業収益の確保、事務事業の見直しによる経常経費の削減等を図り、具体的な経営健全化の取り組みが行える。	建設部 水道課
公企12	経営基盤の強化	12-3	営業収益の確保(目標値の設定)	水道使用料については、徴収体制の整備を図り、適切な納付指導を行うとともに、滞納額の解消に努める。						17年度93.8% 要因はホテル・旅館業の滞納が増加したため。	収納率はH17年度96.75%、H18年度は96.89%。 徴収については下水道課と連携強化を図る。 簡易水道の収納率はH18年度99.6%。	96.4% (H16)	97.50%	営業収益の確保により安定的な経営基盤の確立が図られる。	
公企12	経営基盤の強化	12-4	受益者負担の適正化	水道使用料の単価を見直し、一元化を図ります。						今年度見直しに向けて調整中(見直し案作成済)。	一部の地域を除き統一した。 畑野については資産評価後統一し、南部三地区については、統合簡水終了後、H28年度を目途に統一する。			受益や負担の公平性が図られる。	

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
4	市税等の財源確保	4-3	収納率の向上	(下水道使用料)文書、電話催告の強化及び納付指導の実施夜間徴収の実施等。						—	収納率は、H17年度98.5%、H18年度98.3%。9月末現在では、79.0%となっている。不能欠損は5年。水道は2年。徴収については、水道課に全て徴収を任せていることから、今後、効率的に運用できるよう水道課と連携強化を図る。	98.5% (H16)	99.00%	自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。	建設部 下水道課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
46	窓口業務の改善	46-1	公共料金納付窓口の一元化	公共料金の納付に際し、市民の利便性を図るため、納付窓口の一元化を図るとともに、民間を活用した取扱窓口の拡大、ICTを利用した納付について検討します。						18年度より下水、水道会計の窓口対応を会計課でも実施。民間を活用した窓口拡大、ICT活用については検討中。	情報政策課とも昨年度協議したが、費用対効果の視点からするとICT等の導入はなかなか難しいが、コンビニ納付等の民間を活用した窓口拡大、クレジット納付等を国、他の自治体の動向などを関係部局と連携しながら検討して行く。			公共料金納付における市民の利便性が高まるとともに、収納率の向上も期待できる。	会計課



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
26	学校・保育園等施設の見直し	26-1	学区の再編と学校統合の推進	義務教育水準の維持向上のため、適正な学校規模と通学距離、地域性等を勘案して、学区の再編と学校の統合を推進します。						18年3月23日に統合計画を策定。市長部局に上げて、6月議会に提示済。議会では委員会審査が終了していない。 保育園とのすり合わせを行うことを市長部局から指示を受けている。両津地区の一部で19年3月31日付で統合、廃校を予定。9月議会で説明する予定。 前期18年から23年 24年から29年 が後期として推進していく。	北中学校においては、閉校準備のために実行委員会を設置し、H20年3月16日に閉校式を行う。西三川小学校及び笹川分校を真野小学校への統合の地元説明を行っており、今年の12月までに結論を出したい。 10月中にPTAから意見集約をいただく。 小中連携校については、内海府、前浜地区へ計画案にそって説明に行く予定である。 地元の方を含め、先進地視察への働きかけをして行く。(長岡市太田小・中学校、阿賀町三川小・中学校)			行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。	教育委員会 学校教育課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考(担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
28	組織の簡素化と所管の明確化	28-3	消防組織の再編	支署の統廃合、分遣所の設置及び消防団の再編を進め、効率性や機能性を高めるとともに、指揮命令系統、所管の明確化を図ります。						支所の統廃合は、20年10月迄に完了予定。これにより北支所、南支所が廃止される。分遣所については現在建設中であり、今年12月中旬までが工期。19年1月から仮運用、19年4月より本格運用を予定している。 人員削減では、18年3月で13人の退職に対し、18年度で8人を採用。 中央消防団の統廃合は、今年で61から34部に整理済。今後、両津・相川で調整を進める(両津は54を31部へ今年度から3か年で調整。相川は33部を16部に整理。両津い比べ相川の調整が遅れている。相川では消防団の自己車輛にポンプを設置し活動する実態もあるが、整理統合することで車輛配置も可能となる。南佐渡は35部 全て積載車配備済)。 組織の調整は、ハード面の整備に伴うため3か年計画とする。整備については、機能性への配慮も図る。 消防団の改革は地域性が強く、統一性が困難。 防災無線局の統制が図られていないが、本部庁舎が整備できれば、統制は図られる。 支所の課題としては、実動機関としては人事交流を図ると専任(通信指令・予防)化していかない。今後の人員削減対応が難しくなる。 他自治体の消防本部より佐渡は人員で恵まれている。消防広域化も進んでおり、新潟市や上越市との広域化も考えられる。 支所が無くなれば人員削減も可能。業務委託(用地交渉や契約、委託設計)について、佐渡市一本で対応いただきたい。 )指揮命令系統、所管の明確化は図られているので、文言の修正を検討。	本庁舎の本体工事は年内に終了する。当初は9月末を予定していた。このことにより、北支所及び南支所が廃止(H20年度は稼働)となる。 本庁舎の位置決定の遅れにより、分遣所が先に運用開始となった。 H19年3月は5人退職、補充は4人だった。H20年は新規採用はなく、勤奨は8人、定年は2人の計10人の予定である。 特殊な職種のため、将来的にも1/3補充は必要であると考え。 4署7拠点の考えは変わらないが、配備体制の見直しは図っていく。 中央と南については消防団の統合は整理済みで、両津の地域説明は概ね理解を得ている。相川は地域の考え方も有り遅れているのが現状であるが、まとまった所から調整していく。 統合においては、各部に2台ずつ配備する計画にしており、相川、両津は4台から8台の積載車等が不足する予定で、4年間で整備していきたいと考えているが、財政難のため見直しも検討している。 団と部の統合については、別で調整が必要になっている。 防災無線局の統制については予定通りである。 消防における庶務的事務の体制の見直し、行政局との人事交流を含め、事務負担軽減を検討してもらいたい。			市民サービスの維持向上が図られるとともに、効率的な組織が期待できる。	消防本部 総務課

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考(担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
7	事務事業の見直し	7-1	目的妥当性の改善	事務事業の目的を振り返り、目的自体が必要性を持たない場合は事務事業を廃止し、目的自体を変えれば政策体系に結びつく場合には、目的の再設定を行います。						18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】事務事業評価の中での事業目的体系化のブラッシュアップにより、目的の再検証、再設定を実施している。 【議会】H19年度より全国民間空港所在都市会議協議会の脱会。独立した機関であるため他との重複は無いと思われる。また、多くは法律等で定められた業務のため廃止等は困難である。			全ての事務事業の見直しを行政評価意の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、効率性の向上が図られ、コスト削減につながる。	全庁
7	事務事業の見直し	7-2	有効性の改善	事務事業の成果を向上させるために、事務事業の手段、意図、ニーズの充足度について検証します。						18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】事務事業評価の実施により段階的に進めている。H19年度からは施策評価を試行し、施策から見た事務事業の検証も進めて行く。市民ニーズについては指標の設定により検証して行く。 【議会】マニフェスト等を通じて事務の効果をあげるための努力はしている。また、議会議録や広報はできるだけ早く処理できるように努力している。未定稿の状態職員には1週間程度で情報を開示している。			全ての事務事業の見直しを行政評価意の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、効率性の向上が図られ、コスト削減につながる。	全庁
7	事務事業の見直し	7-3	効率性の改善	事務事業のコストを削減するために、事務事業を行うための年間の必要経費を2割削減することを目標に効率化を進めます。						18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】事務事業評価の実施により段階的にコスト意識を高めながら進めている。H19年度からは施策評価を試行し施策から見た事務事業の検証も進め、コスト削減に向けて進めて行く。 【議会】広報誌は年1回単価入札により決定。会議録は業者の数が少ない。 【選管】開票事務、時間の短縮を引き続き目指す。 【会計課】財務処理のマニュアル化、伝票の小型化、伝票枚数の削減により、コスト削減を図っている。 【農業委員会】H18.4月から小作契約に係る通知は受け取る農家のみとし、経費を1/2とした。合併後、任意業務は可能な限り実施しないようにしている。例)畑野地区のあっせん業務。 標準小作料、あっせん基準の一本化を図った。 【企画振興課】係を超えた分業を実施している。 【防災管財課】IP電話導入により電話料削減。電気・電話料の請求日統合により、伝票枚数削減。			全ての事務事業の見直しを行政評価意の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、効率性の向上が図られ、コスト削減につながる。	全庁
7	事務事業の見直し	7-4	公平性の改善	事務事業が、本来受益するべき対象全体に公平に受益機会を与えているか、事務事業経費が事業体と受益者との間で、適正に費用分担されているかどうかを検証し、是正します。						18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】事務事業評価の実施により段階的に進め、受益者負担等について検証している。H19年度からは施策評価を試行し、施策から見た事務事業の検証も進めて行く。			全ての事務事業の見直しを行政評価意の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、効率性の向上が図られ、コスト削減につながる。	全庁
23	環境と共生する行政運営の推進	23-3	環境負荷低減活動の推進	市が行う事務事業に伴う環境への負荷を軽減するために、電気、ガス、水道や公用車の燃料の使用量の削減に努め、電子決裁などのペーパーレス化を検討して用紙類の削減を進めます。						今年度実行計画を策定し、その中で具体的な目標値を掲げる。	【議会】節電、FAX(連絡事項)の利用など環境負荷低減に努めている。パソコンについては今後節電に留意していく。公用車の使用についても極力控えている。 【消防本部】ホームページにより、申請届出手続に係るメール処理が増え、一部の事務の簡素化が図られている。 【環境課】H18年度に佐渡市地球温暖化対策実行計画を策定し、H19年4月から5ヶ年計画で温室効果ガス排出量の8%削減(H17年比)を目標に全庁的に取り組んでいる。 【行政改革課】モデル的に行政改革推進本部において電子会議を実施ペーパーレス化に取り組んだが、会場準備等に係る設定などのマンパワーの面が課題である。			環境への負担が軽減されるとともに、事務経費の削減が図られる。	全庁(市民環境部環境課)
23	環境と共生する行政運営の推進	23-4	省エネ・リサイクル等の徹底	事務用品等のグリーン購入やクールビズ等による省エネを推進するとともに、用紙の再利用等に努めて、経費の削減と環境への負担軽減を図ります。						推進中。	【議会】ファイルの再利用、クールビズ(一部本会議を除く)の推進、コピー用紙の両面使用、裏紙の使用を実施している。また、ファイルはなるべく処分せずに、佐和田支所のリサイクルボックスにストックし、再利用している。 【環境課】H18年度に佐渡市地球温暖化対策実行計画を策定し、H19年4月から5ヶ年計画で温室効果ガス排出量の8%削減(H17年比)を目標に全庁的に取り組んでいる。			環境への負担が軽減されるとともに、事務経費の削減が図られる。	全庁(市民環境部環境課)
37	人材育成の推進	37-4	職場環境の改善	職員が積極的に研修等に参加し、自己啓発や資質向上に取り組める職場環境づくりに努めます。						7月からオフサイト・ミーティングを毎週時間外に実施。	【議会】北信越、県レベルの研修に積極的な参加をしている。他市町村との交流や情報交換に努めている。行政視察を利用し、議員へ事務局から先進地への質問をお願いすることもある。			人材育成の観点に立った職場環境の改善が図られる。	全庁(総務部総務課)



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
4	市税等の財源確保	4-1	口座振替の推進	市税や保育料などの徴収金について、納入時の簡素化と収納率の向上を図るため、口座振替の加入を促進します。						収納対策係が本庁一括にしたので、今後の動きを見極めなければいけない。県税部からの派遣(25日)もあり、収納改善に取り組んでいる最中である。収納については全島一区で非常にやりにくい。収納についてはある程度の区域を設定し支所に配置(期間的も含め)したほうが機動的、効率的ではないかと考えている。	【社会福祉課】平成19年9月末現在75.6%になっている。 【税務課】職員においては、口座振替の推進や滞納、納期限を守らない者への指導をし、連絡調整会議に提案していく。 【廃棄物対策課】口座振替率は42%になっている。 【建設課】口座振替率は77%になっている。 【水道課、下水道課】口座振替率は約84%になっている。			市税等の納付に際し、手続の簡素化と収納率の向上が図られる。	関係各課(市民環境部税務課、福祉保健部社会福祉課)
4	市税等の財源確保	4-2	滞納対策の強化	徴収体制の整備を図り、適切な納付指導を行うとともに、滞納額の解消に努めます。						細目番号4-3(市民環境部税務課分参照)。	【社会福祉課】毎月1回、督促状を送付。両津支所は毎月電話連絡や個別訪問等により滞納整理の協力あり。その他支所は電話連絡、窓口指導の協力あり。園長からは2ヶ月未納になった段階で納付指導をしていいる。 【税務課】関連部局との連携により、差押え等滞納対策の強化を図る。その他の対策としては、50万円以上の滞納者リストを作成し内部で意見交換をしている。 【廃棄物対策課】収納委託(シルバー)で滞納対策を図っている。年末くらいから職員徴収も検討している。			自主財源の確保により、安定的な財政基盤の確立が図られるとともに、税負担等の公平性の観点から、課税客体的確な把握や滞納整理の実施することにより収納率の向上を図られ、限られた財源を有効活用できる。	関係各課(市民環境部税務課)
5	受益者負担の適正化	5-1	使用料の見直し	事務費や施設管理に要する経費などの算定基礎を明確にし、類似する施設の使用料を見直し適正化を図ります。						施設の見直し作業が完了した段階で実施。	【下水道】流域は県が管理していたが、H25年度末に市に移管されるため、その際統一を計画している。 【水道課】一部の地域を除き統一した。畑野については資産評価後統一し、南部三地区については、統合簡水終了後H28年度を目途に統一する。			受益や負担の公平性が図られる。	関係各課
5	受益者負担の適正化	5-2	手数料の見直し	社会情勢に十分配慮し、市民の理解を得ながら、適正な料金設定を行います。						体制づくりを準備中。	体制づくりを準備中。			受益や負担の公平性が図られる。	関係各課
5	受益者負担の適正化	5-3	減免基準の見直し	施設における減免基準を見直し、特に、類似施設間の調整を図り、統一した基準を策定します。						施設の見直し作業が完了した段階で実施。	施設の見直し作業が完了した段階で実施。			受益や負担の公平性が図られる。	関係各課
5	受益者負担の適正化	5-4	その他受益者負担の見直し	各種講座の受講料、大会参加料等を見直し、一元化を図ります。										受益や負担の公平性が図られる。	関係各課(教育委員会社会体育課)
6	新たな財源の創出	6-6	有料広告事業の取り組み	ホームページや広報誌等を広告媒体として提供し、新たな財源確保を図ります。						-	【秘書課】現在、ホームページが4万円、広報誌が27万円で合計31万円である。			資産の有効活用により、地域経済の活性化、自主財源の確保が図られる。	関係各課
9	公共工事・入札制度の見直し	9-1	公共工事のコスト削減	公共工事については、工事の計画・設計等を見直しを図り、より一層の効率的な執行を行うため、コスト削減を図ります。										工事費の削減により、財政の健全化が図られる。	関係各課
11	委託事業の見直し	11-2	委託契約手続きの見直し	委託先の長期固定化や業務の独占が生じることがないように、一般競争入札を基本とした契約方法、契約内容の透明性と競争性を確保した委託契約手続きを進めます。						長期契約の必要性の実態調査を現在、管財係で調査中。条例制定についても準備中。	長期契約は実施済。			委託先についての正当性・透明性が確保され、市民に対する説明責任を果たすことができる。	関係各課(総務部防災管理課、企画財政部工事管理課)
公企17	第三セクター・公社等の経営改善	17-1	第三セクターの経営健全化	市が出資する第三セクターにあっては、健全な経営がおこなわれるよう必要な関与を行います。										行政の管理・監督責任を適切に果たし、サービスの水準の維持・向上が図られる。	関係各課
公企17	第三セクター・公社等の経営改善	17-2	公社等の経営改善	振興公社等の統合を行い、徹底した経営改善を図るとともに、自主性・自立性の向上に取り組めます。							【農業振興課】指定管理がH21年3月で終了することから、今年度中に基本方針を固めたい。現在、関係機関と調整中である。			行政の管理・監督責任を適切に果たし、サービスの水準の維持・向上が図られる。	関係各課
公企17	第三セクター・公社等の経営改善	17-3	第三セクターの出資の見直し	出資目的が達成された第三セクターについては、市の関与のあり方や出資の見直しを行います。										行政の管理・監督責任を適切に果たし、サービスの水準の維持・向上が図られる。	関係各課
18	ユニバーサルデザインの取り組み	18-1	まちづくりのあり方を見直し	ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて総合的なまちづくりの視点に立った連続性・一体性のある市街地や公共施設の整備を図ります。						具体的な取り組みを検討中。	国、県道のバリアフリー化を関連機関に要望している。			ユニバーサルデザインの考え方を切り口として、施策や仕組みづくりを横断的に推進し、社会環境の整備を総合的に進める。	関係各課(建設部)
18	ユニバーサルデザインの取り組み	18-2	社会資本整備のあり方を見直し	多様な市民ニーズに対応できるユニバーサルデザインの考え方にに基づき、社会資本整備のあり方を見直します。										ユニバーサルデザインの考え方を切り口として、施策や仕組みづくりを横断的に推進し、社会環境の整備を総合的に進める。	関係各課(建設部)
24	組織・機構の見直し	24-5	付属機関の整理合理化	付属機関の運営実態を把握し、運営方法、必要性等を検討し、類似した機関の整理統合を推進して、効率的な運営を図ります。										行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。	関係各課
24	組織・機構の見直し	24-6	外郭団体の見直し	外郭団体の役割や存立意義を見直すことにより、必要に応じて統廃を含めた整理・合理化を進めます。										行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。	関係各課
26	学校・保育園等施設の見直し	26-3	給食業務の見直しと施設の再編	学校・保育園等の給食については、地産地消等を積極的に活用してサービスの水準を維持するとともに、施設の統合や業務の民間委託等を図ります。						基本的に学校給食は共同調理方式を採用し、当面国なか新穂、金井、真野を対象に平成19年度給食センター建設を計画している。農協との連携を図り地産地消を進めていく。民営化とは保護者に理解させるにはかなりのエネルギーを要する。食品の安全からも島内業者では難しい。配送など一部業務は可能であるとする。長期スパンで民営化の検討も必要ではないか、調理員の半分以上が臨時になっている現状がある。人数であれば共同調理方式でも臨時数は減らせる。民営化にはたどり着けないと考えている。いま論議する立場にない。	【学校教育課】国仲給食センターの建設については終了している。今後は給食懇談会等で地域説明を継続して行く。 【社会福祉課】献立作成の段階から地場産の食材を利用するメニューを心がけ、商品発注の際にも事業所に対して地場産を中心に発注するようにしているが、食材全体のうちの地場産商品割合までは現在集計していない。			行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。	関係各課(教育委員会学校教育課、福祉保健部社会福祉課)



項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考 (担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
26	学校・保育園等施設の見直し	26-4	廃棄物等処理施設の見直し	廃棄物等処理施設については、計画的な統合、更新を検討し、民間委託等も進めて、効率的な運営を図ります。						南佐渡クリーンセンター灰溶浴炉を現在休止。7千万から8千万削減している。灰はメルティングセンターで処理している。これ以上のコストダウンは施設の統廃合が求められる。そのためにゴミ量の削減の取り組みを進めている。平成15年に設置した南佐渡センター廃止を特区で対応できるか検討中。最終処分場も業務委託を検討中である。	【廃棄物対策課】南佐渡クリーンセンター灰溶浴炉を現在休止。今年度には一定の結論を出したい。灰はメルティングセンターで処理している。これ以上のコストダウンは施設の統廃合が求められる。そのためにゴミ量の削減の取り組みを進めている。平成15年に設置した南佐渡センター廃止を特区で対応できるか検討中。最終処分場も業務委託を検討中である。			行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られる。	関係各課(市民環境部廃棄物対策課)
27	総合調整機能の充実	27-3	施設間の連携強化と整理合理化の検討	施設業務の連携強化と拠点化を図るとともに、遊休・低利用施設の廃止や有効活用を進め、類似施設の整理合理化を進めます。						事務改善委員会第3分科会において18年度中に公共施設の見直し作業を実施。普通財産についてもプロジェクトチームを設置し、遊休施設の対応を調整中。	公共施設の見直し作業を実施する中で、検討している。			現有施設の有効活用と施設全体の効率的な運営が図られる。	関係各課
46	窓口業務の改善	46-2	窓口開設時間の延長	平日夜間・休日等の窓口サービスの実施を、住民ニーズを把握して検討を進めます。						体制づくりを準備中。	【市民課】以前に実施したが、実績が少なく取りやめた経緯がある。			市民サービスの維持向上が図られる。	関係各課
46	窓口業務の改善	46-3	総合案内窓口の設置	総合案内・相談窓口等を設置して、市民の利便性の向上に努めます。						体制づくりを準備中。	【市民課】支所においても窓口担当を配置した。			市民サービスの維持向上が図られる。	関係各課
46	窓口業務の改善	46-4	ワンストップサービスの実現	窓口を総合化することにより、各種の行政窓口サービスを一箇所でできるワンストップサービスの実現を目指します。						体制づくりを準備中。	【市民課】業務項目等のデータを集約し、整理している。			市民の利便性が向上するとともに、窓口業務の効率化が図られる。	関係各課
46	窓口業務の改善	46-5	窓口業務のマニュアル化	職員が常に適切な市民対応が行えるように窓口業務の統一化を図るとともに、内部事務についても、安定した行政運営ができるように窓口業務のマニュアル化に取り組みます。						体制づくりを準備中。	体制づくりを準備中。			窓口業務のマニュアル化により、統一的な対応ができ、市民サービスの公平化が図られる。	関係各課
46	窓口業務の改善	46-6	窓口環境の改善と案内機能の充実	業務の特質や内容に応じて、窓口環境の整備と、申請書及び案内板の外国語標記化等、市民に分りやすい案内機能の充実を図ります。						体制づくりを準備中。	【市民課】実施したアンケートを活用して行く。			市民サービスの維持向上が図られる。	関係各課
47	行政手続きの簡素化	47-1	各種申請・届出手続きの簡素化	各種申請・届出書類等の審査期間の短縮に努めるとともに、添付書類の簡素化、手続要件の緩和等に取り組めます。						体制づくりを準備中。	【建設課】国、県許可意見聴取事務(河川占用、特殊車両通行許可)及び許可・認定事務(道路占用、準用河川占用、公共物使用、道路施行承認)に要する日数の短縮を図っている。			市民の利便性が向上するとともに、事務事業の効率化が図られる。	関係各課
47	行政手続きの簡素化	47-2	許認可等事務手続き等の簡素化	許認可等の事務手続きについても、審査基準を明確にし、簡略化や審査期間の短縮を図ります。						体制づくりを準備中。				市民の利便性が向上するとともに、事務事業の効率化が図られる。	関係各課
51	市民との役割分担の構築	51-2	施設管理の協働	地域の身近な公園や集会施設等の管理について、地域住民の協力により、協働の管理体制の構築を図ります。						公共施設の見直し作業において、官民の役割を明確化する(現在作業中)。	【行政改革課】公園については一元化に向けて建設課を中心とした関係部局で検討している。集会場等については、作業部会等で現地確認、現状分析、方向性の確定に向けて進めている。公共施設全体は施設の個票やデータの整理を進めている。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。	関係各課(総務部行政改革課)
51	市民との役割分担の構築	51-3	地域づくりの協働	各地域の市民がそれぞれの魅力を共有できる地域づくりを目指し、中心市街地活性化や農山漁村地域の振興、地域文化、観光の振興等の地域課題への取り組みを進めます。						集中改革プランの項目として適当か要検討。	集中改革プランの項目として適当か要検討。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。	関係各課(総務部行政改革課)
51	市民との役割分担の構築	51-5	伝統文化情報発信の協働	各地域の伝統文化・芸能等の情報を国内外に発信する取り組みを支援するとともに、多文化共生社会の実現に向けた、人と自然にやさしいまちづくりを目指します。						集中改革プランの項目として適当か要検討。	集中改革プランの項目として適当か要検討。			市政への市民参画や市民との協働による行政運営が推進される。	関係各課
52	男女共同参画社会の推進	52-2	政策決定過程への女性の参画	審議会等の政策・施策決定過程の場に、女性の参画を進めます。						施策方針にもうたい、男女共同参画推進プラン策定会議を通して、庁内の課、局長に目標数値が周知されている。内容により、女性参画が5割であったり3割である場合もあるので、柔軟な対応が必要。	各種委員会等の女性登用のH18年度実績は23.2%で、H19年度目標は26.2%である。本年度改選時期を迎える7委員会等については、4割の女性委員登用を目指す。	23.30%	40.00%	行政運営や政策決定の場に女性の視点を反映できる。	関係各課(企画財政部企画振興課)
52	男女共同参画社会の推進	52-4	パートナーシップによる男女共同参画の推進	男女共同参加推進プランに基づき、家庭や地域、職場において、男女が共に参画する環境づくりと制度づくりに取り組めます。						集中改革プランの項目として適当か要検討。	講演会を11月に開催予定。			男女共同参画社会の形成を推進することができる。	関係各課(企画財政部企画振興課)

項目番号	実施項目	細目番号	実施細目	具体的な取組事項	年度計画					2006.7月ヒアリング結果	2007.10月ヒアリング結果	数値目標		実施効果	備考(担当部局)
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			17年度	21年度		
公企12	経営基盤の強化	12-1	経営計画の策定	中期的な事業収支の見通しを示す経営計画を策定し、公表します。						策定未定。	今年度中に策定予定。			計画的な事業運営が図られるとともに、経営健全化に向けての目標設定を行うことができる。	各事業体(総務部行政改革課)
公企12	経営基盤の強化	12-5	賃借物件等の見直し	賃借物件の必要性を検証し、不必要な契約については解除することを前提に、金額等の統一化を図り、契約の適正化を進めます。										受益や負担の公平性が図られる。	各事業体(総務部防災管財課)
公企12	経営基盤の強化	12-6	資産等管理体制の見直し	施設の管理運営方法を見直すとともに、管理経費の節減を行います。また、公用車については、利用状況を把握し、適正な管理体制を構築するとともに、庁用備品についても、再配置や更新計画の策定等、効率的で適正な管理に努めます。						基本となる財産の把握を、8月中に各支所を巡回し、佐渡市の考え方を統一したなかで調査、整理する。	【下水道】羽茂浄化センター、マンホールポンプ(操作盤)に借地がある。解消に向けて検討して行く。 【下水道課】資産台帳を作成して管理している。			公用車、庁用備品の管理体制を整備することにより、効率的な財産管理を目指す。	各事業体(総務部防災管財課)
公企12	経営基盤の強化	12-7	公共工事のコスト縮減	公共工事については、工事の計画・設計等の見直しを図り、より一層の効率的な執行を行うため、コスト縮減を図ります。							【水道課】これまで委託していた設計は積算システムにより可能なかぎり市で設計している。 【下水道課】残土の他事業への有効利用をしている。 水道、下水道の同時埋設でコスト削減を図っている。			工事費の削減により、経営の健全化が図られる。	各事業体
公企12	経営基盤の強化	12-8	入札・契約制度の一元化	入札、契約に係る情報の公表を進め、透明性の確保を図るとともに、受注機会の均等を高めるため、入札・契約管理の一元化を行います。							【工事管理課】企業会計部門もH20年度から一元化に向けて調整している。組織の見直しが必要になる(企業会計の辞令発令が必要)			入札・契約業務を一元化することにより、経営の効率化が図られる。	各事業体
公企13	業績評価の実施	13-1	事業の事前評価	事業の事前評価の手法を研究し、費用対効果の高い事業選択を行います。						18年度行政評価システムを構築中。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。			事業評価を実施することにより、効果的・効率的な事業運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。	各事業体
公企13	業績評価の実施	13-2	事務事業評価の実施	事務事業の必要性や意義、執行状況、問題点をチェックするために一定のフォーマットを定めて評価作業を進めます。						18年度行政評価システムを構築中。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。			事業評価を実施することにより、効果的・効率的な事業運営の実現や職員の意識改革が図られ、市民への説明責任が果たされる。	各事業体
公企14	事務事業の見直し	14-1	目的妥当性の改善	事務事業の目的を振り返り、目的自体が必要を持たない場合は事務事業を廃止し、目的自体を変えれば政策体系に結びつく場合には、目的の再設定を行います。						18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。			全ての事務事業の見直しを業績評価の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、業務効率の向上が図られ、コスト削減につながる。	各事業体
公企14	事務事業の見直し	14-2	有効性の改善	事務事業の成果を向上させるために、事務事業の手段、意図、ニーズの充足度について検証します。						18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。			全ての事務事業の見直しを業績評価の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、業務効率の向上が図られ、コスト削減につながる。	各事業体
公企14	事務事業の見直し	14-3	効率性の改善	事務事業のコストを削減するために、事務事業を行うための年間の必要経費を2割削減することを目標に効率化を進めます。						18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【保健医療課】診療報酬の請求事務がMO式になることにより、相川病院を両津病院と同じシステムに切り替え、コスト削減につなげて行く。 【下水道課】受益者負担金のシステムを導入し、効率化を図る。			全ての事務事業の見直しを業績評価の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、業務効率の向上が図られ、コスト削減につながる。	各事業体
公企14	事務事業の見直し	14-4	公平性の改善	事務事業が、本来受益すべき対象全体に公平に受益機会を与えているか、事務事業経費が事業体と受益者との間で、適正に費用分担されているかどうかを検証し、是正します。						18年度行政評価システムを構築し、19年度から事務事業ごとに評価を実施し見直しを行なう。	【行政改革課】行政評価を活用し可能なものは見直していく。			全ての事務事業の見直しを業績評価の手法を用いて不断に行い、改善を図ることにより、事務事業の妥当性、業務効率の向上が図られ、コスト削減につながる。	各事業体
公企15	定員管理・給与の適正化	15-4	時間外勤務手当の削減	時間外手当については、公務能率の保持や職員の健康管理のため、ノー残業デーの実施、事前命令の徹底、予算枠の上限設定等を行い、対前年度比5%の削減に努めます。						細目番号35-1(総務課)参照。	【下水道課】説明会等がある場合、変則勤務制を活用している。 【保健医療課】診療報酬業務のアウトソーシングにより時間外が606時間減少している。			人件費の縮減が図られるとともに、住民に対する説明責任が担保される。	各事業体(総務部総務課)
公企16	民間活力の活用	16-4	地方独立行政法人制度の活用	特定の事務事業について、自立的・効率的なサービスを提供を実現するため、民間譲渡の可能性を検証するとともに、公設民営化と比較検討し、地方独立行政法人制度の活用を図ります。							未検討。			業務の自主性・自立性を高めて運営の透明化、自己責任化が図られるとともに、業務の効率的な運営が可能となる。	各事業体
公企16	民間活力の活用	16-5	市場化テストによる民営化	市場化テスト(9)により、事務事業の客観的な評価を行い、民営化の可能性を検証します。						細目番号22-6(行政改革課)参照。	未検討。			民営化への可能性を検証する上で、客観的な評価を得ることができ。	各事業体